

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年9月24日（水）午前8時55分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	前田 幸一 君	委員	山口 仁美 君
委員	徳田 修和 君	委員	阿多 己清 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	三島 由起博 君	建設部建築技監	侍園 賢二 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
土木課長	笛田 純一 君	建築住宅課長	末永 明弘 君
建築指導課長	溝口 幸三 君	都市計画課長	深迫 康幸 君
建築住宅課長	末永 明弘 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建設政策課主幹	河野 博志 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課主幹	前田 裕明 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
建設施設管理課主幹	桑幡 孝志 君	土木課主幹	上脇田 良人 君
土木課主幹	臼井 健二 君	土木課主幹	徳重 和博 君
建築住宅課主幹	福盛 忍 君	建築住宅課主幹	福田 智和 君
建築住宅課主幹	南郷 正輝 君	建築住宅課主幹	小濱 直人 君
建築住宅課主幹	林 謙一郎 君	建築指導課主幹	町田 信彦 君
建築指導課主幹	中澤 クミ子 君	建築指導課主幹	新鍋 周平 君
都市計画課主幹	福田 覚 君	区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君
区画整理課主幹	原田 聰 君	土木課スマートセンター対策室室長	叶 和美 君
建設施設管理課道路管理グループ長	若林 優 君	都市計画課都市整備グループ長	中尾 伸也 君
建設政策課用地グループサブリーダー	鶴丸 雅人 君	建設施設管理課道路管理グループサブリーダー	森 緑 君
土木課道路整備第2Gサブリーダー	園田 宣仁 君	土木課河川港湾グループサブリーダー	長野 大吾 君
都市計画課都市整備グループサブリーダー	久米村 誠 君	区画整理課業務第2グループサブリーダー	宮之前 敏 君
建築住宅課住宅グループサブリーダー	若松 樹 君	建築住宅課建築第2グループサブリーダー	有枝 隼人 君
建設政策課政策グループ主任主事	太田 広一 君		
上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	下水道工務課長	八反田 竜一 君
上下水道総務課主幹	藏原 寛久 君	上下水道総務課主幹	桐原 隆志 君
水道工務課主幹	岩元 陽一 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
水道工務課主幹	渡部 司 君	下水道工務課主幹	小濱 健一 君
下水道工務課主幹	西 和樹 君	下水道工務課主幹	伊澤 由記 君
水道工務課主幹	清藤 明夫 君	水道工務課工務第1Gサブリーダー	崎山 康仁 君

水道工務課工務第2Gサブリーダー	岩城 宣丈 君	下水道工務課雨水グループサブリーダー	和田 伸一 君
下水道工務課下水グループサブリーダー	壱岐 幸一郎 君	下水道工務課下水グループサブリーダー	榎並 勝 君
上下水道総務課政策グループ主査	山下 より子 君	上下水道総務課業務グループ主査	古市 悠樹 君
上下水道総務課政策グループ主任主事	前田 裕介 君	上下水道総務課政策グループ主任主事	佐々木 宏大 君
上下水道総務課政策グループ主任主事	小山下 唯紀 君	霧島総合支所市民生活課主幹	冷水 卉雄 君
霧島総合支所副総合支所長	貴島 俊一 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	荻原 政徳 君
霧島総合支所市民生活課主幹	入來 克浩 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第71号	令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第72号	令和6年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号	令和6年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号	令和6年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号	令和6年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号	令和6年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号	令和6年度霧島市水道事業会計決算認定について
議案第78号	令和6年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について
議案第79号	令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について
議案第80号	令和6年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について
議案第81号	令和6年度霧島市下水道事業会計決算認定について
議案第82号	令和6年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について
議案第83号	令和6年度霧島市病院事業会計決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時55分」

○委員長（宮田竜二君）

予算常任委員会を開会します。本日は去る9月2日の本会議で付託されました決算関係議案13件の審査を行います。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第76号 令和6年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第85号令和6年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。
執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第76号令和6年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明いたします。（決算書の278ページ～282ページ）霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入・歳出予算現額は7,418万8,000円で、歳入調定額は8,321万8,849円収入済額は7,467万899円、不納欠損額は0円、収入未済額は854万7,950円、支出済額は7,085万4,830円、不用額は333万3,170円です。また、歳入歳出差引残額は381万6,069円となっております。支出済額の内訳として総務費6,992万3,617円と公債費93万1,213円で、人件費、施設管理に係る費用、起債元金などです。以上で概要の説明を終わりますが、決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

ます。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（貴島俊一君）

霧島市温泉供給事業は、令和6年度末現在、霧島地区では、旅館及び病院などの営業用が24件、共同浴場が6件、家庭用が232件の計262件、また、牧園地区では、19件、両地区で合計281件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところです。現状として、霧島地区では、給湯施設等に大きな故障等もなく、温泉造成量も確保できており、安定した供給を行うことができました。また、牧園地区におきましても、給湯施設等に大きな故障等もなく安定した状態で温泉供給することができました。令和6年度中の具体的措置としては、ポンプ取替など46件の修繕を実施しております。今後も温泉の安定供給を行うため、現在の施設を適正に管理し、老朽化に伴う温泉施設の改修等を計画的に進めてまいります。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前田幸一君）

温泉供給の事業ですが、牧園地区19件しかないんですけど、非常に温泉の温度も低いというのはもう前から分かってたんですが、何かそこ辺で、牧園地区の供給されてる方々からの苦情というのはなかったもんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

現状では、今のところはなかったです。

○委員（前田幸一君）

温泉に関して、霧島のほうは非常に合計で262件等の供給を行っているということで安定した供給になってるんですが、これ以前からの牧園の懸案はどうしようかというのはもうずっと、10何年前から挙がってたと思うんですが、そこら辺は温泉審議会等では何も出なかつたもんでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

審議会等でもそんなにそういう牧園地区の温度が低下でということは出ておりません。ただ、定期的に保温とか、そういうのを見直すような形で課内では協議はしております。

○委員（宮内 博君）

令和6年度中は安定した状態で温泉供給することができたということですが、令和7年度に入って新燃岳の噴火による降灰の影響を受けた災害などですね、大変な思いをされてらっしゃったのではないかと思います。本当に御苦労さまです。それでお尋ねしたいのは、附属書の288ページでありますけれども、事業収入の関係です。それで、収入未済額が854万7,950円ということで報告をされているんですけど、そのほとんどが滞納繰越し分ということでの報告であります。調定額916万5,780円に対して90万8,740円、9.9%しか収入されてないと、

90%以上が収入未済額ということになるわけですけど、この経緯を少し御説明をください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

90万8,740円の内訳を説明します。トータルで5件です。事業が3件、家庭が2件入っております。内訳としまして営業が67万4,760円、一般家庭が23万3,980円。トータル90万8,740円ほど滞納分を頂いております。

○委員（宮内 博君）

全体の調定額に計上されているですね、916万5,780円、その件についてちょっと紹介してもらえませんか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

916万5,780円の内訳ですが、営業が5件、一般家庭が6件です。

○委員（宮内 博君）

それぞれ営業が5件、一般家庭が2件ということありますけど、それぞれ詳細を報告お願ひします。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

すみません、整理しておりませんでしたので少々お時間いただければと思います[4ページに発言あり]。

○委員（植山太介君）

一点確認をさせてください。成果表の166ページです。施策の方向性のところにも突発的に発生する破損等にも速やかに対応等で成果のほうに突発的なものを含めて記載があるんですけども、このポンプ取り替えなど、46件事故の突発的に起こったこの修繕というのは、件数的にどれぐらいのものなのでしょうか。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

突発的な修繕について報告します。修繕が全体で46件あります、そのうち突発的な本管の労働事故等は27件発生しております。

○委員（下深迫孝二君）

ポンプの取り替えというようなこともここに書いてありますけれども、温泉の場合はそのポンプというのはどのくらいの新しいポンプを入れて、どのくらいもつものなのか、修繕をしなければいけないものなのか、まず伺います。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

温泉用のポンプということで、温泉の専用のポンプを以前までは使用していました。そのポンプが耐用年数というか、修繕をしないといけないのが、3年から5年で交換をしないといけないということで、もっといいものがないものかなというところで、いろいろ調べたところ、昨今はステンレス製の温水用のポンプという、ちょっと腐食に強いものができます、その分については、今5年以上経過した部分でも異常なく使っております。

○委員（下深迫孝二君）

現在ポンプというのは、何機が地中に入ってるんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

地中に入っているのが1本あります、あと陸上で温泉の給湯施設を回しているポンプがあります。それが10施設掛ける2基ずつ入っておりました。21か所程度だと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

その21か所のポンプが、四、五年に1回取り替えなければいけないという理解でよろしいですか。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

以前までは故障をしたたびに、3年ないし5年に1回交換しておりましたが、先ほど申し上げましたステンレス製ポンプに変えてから5年以上たった今も交換はせずに、以前使っておりました温泉用のポンプをステンレスポンプに取り替える作業を今してます。

○委員（阿多己清君）

監査委員のほうが給湯件数が年々減少傾向ということを言っているんですが、現在281件の給湯と御報告ありました。ここ3年程度の推移といいましょうか、どの程度減少傾向なのか、数字をお知らせいただけますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

6年度が1件、5年度が6件、4年度が4件、3年度が6件という具合に減少しております。すみません。6年度1件、5年度6件、4年度4件、3年度6件廃止しております。

○委員長（宮田竜二君）

よろしいですか。ほかありませんか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

すみません、先ほどの宮内委員の回答をさせていただきます。営業5件が733万210円、一般家庭用6件が183万5,570円で、計916万5,780円の調定になっております。

○委員（宮内 博君）

営業5件が733万円を超えるということで、この間ずっと滞納分が徴収できていないというのが何件あるんですか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

2件ほど滞納の処理ができない案件があります。

○委員（宮内 博君）

全体で9.9%という調定額の、それは今後の見通しとしてどうなのかという件についてはどのような分析を。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

先ほどもお話ししましたとおり、営業2件ほどは毎月の金額と、あと滞納分納めていただいて、あと2件ほどは温泉使用を停止しているところです。給湯者の公平の観点から、滞納者に対しても、引き続き、電話や臨戸訪問等で対応して、少しでも滞納を納めていただくように努力しているところです。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど毎年減少してきてるという答弁があったと思いますけれども、それは何が原因で減ってきてるのか、あるいは先ほどお湯がぬるいとか、そういう話も先ほどありましたけれども、高齢化等が進んで空き家になっていってるとか、そういうことが原因なのか、まずそこをお知らせください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

温泉使用料の場合は温泉加入権というのがありますて、温泉を停止した場合は温泉加入金を払い戻さないと。そしてまた、新たに引く場合は温泉の加入金を支払っていただきたいといふことがあります。もう高齢化になって、病院とか、そういうところに施設に入ってらっしゃる方がやめようかやめないかという感じで苦慮されて、最終的にやめていくのがもうほとんどなります。

○委員（下深迫孝二君）

うちあたりは温泉とかというのではないもんですからお尋ねするんですが、例えば長期的に入院でもされた場合には、毎月の使用料を払えないわけですよね。そうしたときには最初に権利払ってても権利がなくなるとという受け取り方でよろしいんでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

そのとおりになります。別荘地もありますて、別荘地の方々からも利用されない場合でも使用料をいただいている中という状態になっております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第76号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時14分」

「再開 午前 9時16分」

△ 議案第71号 令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部のうち、建設政策課、建設施設管理課、土木課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

それでは、議案第71号令和6年度 霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の総括説明をいたします。決算書の7ページから8ページです。土木費の予算現額の総額、64億891万9,000円、支出済額、47億1,143万8,456円、翌年度への繰越額14億3,941万8,000円、不用額2億5,806万2,544円です。なお、この土木費の中には、総務部工事契約検査課に関する費用も含まれております。次に決算書の9ページから10ページです。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、予算現額9億2,868万6,000円で、支出済額6億1,270万5,400円、翌年度への繰越額1億8,153万8,000円、不用額1億3,444万2,600円です。主なものは土木施設の災害復旧に係る費用です。なお、この公共土木施設災害復旧費の中には、農林水産部耕地課に関する費用も含まれております。以上で建設部関係の総括説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については、各担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

建設政策課分についてご説明いたします。主要な施策の成果102ページ、決算書は124ページから129ページです。土木総務費の未登記整備事業については、合併直後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。その結果、未登記原因の顛末書類がほとんど残存せず、また、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の不動産登記法に適用できないことなどが判明したことから、外部への業務委託により、あらためて土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。令和6年度の成果としましては、委託による土地調査24筆のうち、測量調査により作成した登記書類に基づき、13筆の未登記を処理したことで、私権の設定等を防止することができ、公有財産の適正な管理が図られました。以上で建設政策課分の説明を終わりります。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

続きまして、建設施設管理課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果103ページ、決算書は124ページから125ページです。土木総務費の「市道・橋梁台帳整備事業」では、委託料751万3,000円で道路台帳補正業務委託など9件を執行し、使用料及び賃借料33万円で橋梁マネジメントサポートシステム利用契約を執行し、新たに市道認定した路線の台帳作成や道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた路線の台帳補正などを実施しました。道路台帳及び橋梁台帳を整備することにより、許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることや、地方交付税の算定基礎となる道路数値の把握することができました。次に、主要な施策の成果103ページから105ページ、決算書は126ページから127ページです。道路橋梁維持費の「地方改善施設整備事業」では、工事請負費488万6,200円で隼人地区真孝西～山王上線の道路維持工事を執行し、地域の利便性の向上と安全性の確保を図りました。「道路維持改良事業」では、委託料434万5,000円で新町地区分筆測量業務委託など11件を執行し、工事請負費4,099万5,000円であゆみらい通り線（交付金）道路舗装工事など6件の市道の舗装や側溝等の改修を執行し、公有財産購入費現年度分5万3,940円と繰越分23万1,600円を執行し、補償補填及び賠償金現年度分231万2,007円と繰越分44万6,800円を執行し、工事箇所用地の確保や工事に伴う補償を行い、市民生活及び車両通行などの安全を図りました。「道路維持管理事業」では、修繕料1億9,950万5,904円で道路補修や側溝修繕などの527件を執行し、委託料1億999万7,200円で、道路維持管理業務・草払い・街路樹管理など41件を執行し、市民の安全な通行や危険防止を図り地域住民の要望に応えることができました。「橋梁長寿命

化修繕事業」では、委託料現年度分 5,322 万 9,480 円で第 2 磯脇橋橋梁補修設計業務委託など 7 件執行し、繰越分 5,764 万 6,339 円で木之房橋橋梁補修工事協定締結 1 件を執行し、工事請負費現年度分 1 億 6,704 万 1,000 円で野中橋橋梁補修工事など 11 件と繰越分 5,167 万円で福島橋橋梁補修工事など 3 件を執行し、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の長寿命化を図りました。「道路アダプト制度事業」では、負担金補助及び交付金 333 万円で、87 団体の皆様に実施延長約 84.9km の道路において草払いや清掃活動をして頂き、主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。「道路施設防災安全対策事業」では、工事請負費 1 億 3,569 万 3,000 円で姫城中央線道路舗装工事など 6 件を執行し、利用者の安心安全な道路交通環境の確保を図りました。「トンネル長寿命化修繕事業」では、工事請負費現年度分 840 万円と繰越分 6,000 万円で空港第 2 トンネル補修工事を執行し、トンネルの長寿命化を図りました。次に、主要な施策の成果 105 ページから 107 ページ、決算書は 136 ページから 139 ページです。公園費の「公園管理事務事業」では、修繕料 411 万 9,038 円で有下公園遊具修繕など 23 件を執行し、委託料 1,737 万 4,639 円で天降川ふるさとの川河川公園管理業務委託など 21 件を執行し、適切な維持管理により、利用者が安心・安全・快適に利用できる公園としての機能の確保を図りました。「都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業」では、委託料 8,089 万 4,408 円で指定管理者制度による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場として利用しやすい公園を提供することができました。「公園改修事業」では、修繕料 413 万 7,667 円でこがのもりコミュニティ広場スプリング遊具交換など 8 件を執行し、委託料 4,437 万 3,600 円で城山公園遊具設置業務委託など 3 件を執行し、工事請負費現年度分 2 億 1,390 万 7,360 円で丸岡公園ふれあい広場木造大型屋根ほか新築工事など 9 件と繰越分 740 万円で丸岡公園ふれあい広場造成工事 1 件を執行し、老朽化した公園施設の改修・改善により、利用者が安心・安全・快適に利用できる公園としての機能の確保を図るとともに延長日本一となったゴーカート場に代表される丸岡公園整備を行いました。次に、主要な施策の成果 107 ページから 108 ページ、決算書は 174 ページから 177 ページです。土木施設災害復旧費の「道路施設災害復旧事業」では、委託料 2 億 4,355 万 9,462 円で公共土木施設災害応急対策業務委託など 16 件を執行し、工事請負費現年度分 1,272 万 4,000 円で石坂～黒岩線道路災害復旧工事など 6 件を執行し、事故繰越分 1 億 2,903 万円で下深川～馬渡線深川橋橋梁災害復旧工事など 2 件を執行し、公有財産購入費 56 万 5,800 円で梅ノ木～北永野田線道路災害復旧工事に伴う用地購入費など 3 件を執行し、補償補填及び賠償金 84 万 9,619 円で災害復旧工事に伴う立竹木補償など 2 件を執行し、被災箇所の早急な復旧により二次災害が防止され、市民生活の安全の確保を図りました。「公園施設災害復旧事業」では、修繕料 539 万 8,700 円で城山公園災害復旧修繕（1 工区）など 7 件を執行し、委託料 40 万 9,800 円で福島児童公園桜並木倒木除去業務委託など 4 件を執行し、安心・安全に利用できる公園としての機能の復旧を図りました。以上で、建設施設管理課分の説明を終わります。

○土木課長（笛田純一君）

続きまして、土木課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 109 ページ、決算書は 128 ページから 129 ページです。「道路新設改良事業費」については、具体的措置として、委託料現年度分 332 万 1,808 円で、牧之原ストックヤード草払いなど 8 件、繰越分 786 万円で小村新田 4 号線交差点予備設計等業務委託 1 件、工事請負費現年度分 1 億 9,207 万 7,000 円で、敷根～上之段線道路改良工事など 9 件、繰越分 3,474 万 8,000 円で、福地線など 3 件、また、工事に係る公有財産購入費現年度分 1 億 7,057 万 4,806 円と繰越分 48 万 446 円、補償補填及び賠償金の現年度分 476 万 1,162 円と繰越分 145 万 3,871 円を執行しました。なお、地区別では国分地区で口輪野～永迫線外 4 路線、横川地区で今村～黒葛原線外 1 路線、牧園地区で宿窪田線の 1 路線、霧島地区で泉永～市後柄線外 2 路線、福山地区で土地改良区 20 号線外 1 路線、合わせて 13 路線の事業を行っています。成果として、工事着手に必要な実施測量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進め

ることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果 110 ページ、決算書は 128 ページから 131 ページです。「幹線市道整備事業費」については、具体的措置として、委託料現年度分 1,436 万 3,900 円で、馬立～北原線物件等調査業務委託など 7 件、繰越分 1,185 万 3,000 円で下井 19 号線測量設計業務委託など 2 件、工事請負費現年度分 2,340 万円で、検校橋～下川内線道路改良工事など 2 件、繰越分 2,704 万円で馬立～北原線、また、工事に係る公有財産購入費現年度分 550 万 511 円と繰越分 23 万 6,538 円、補償補填及び賠償金現年度分 1,459 万 659 円と繰越分 1,162 万 1,692 円を執行しました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線外 3 路線、溝辺地区で馬立～北原線の 1 路線、合わせて 5 路線の事業を行っています。成果として、下井 19 号線の工事や馬立～北原線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果 111 ページ、決算書は 130 ページから 131 ページです。「河川管理費」については、具体的措置として、委託料現年度分 2,832 万 4,808 円で、準用河川笛吹川伐採業務委託など 35 件を執行し、水門や河川の適正な維持管理により水害の未然防止が図られました。また、繰越分 605 万円で、災害関連地域防災がけ崩れ対策測量設計業務委託を行い、榎木ヶ迫地区での工事に向けて必要な資料が作成されました。工事請負費現年度分 5,850 万 7,000 円と繰越分 4,715 万円で、見次地区排水路整備工事など 8 件を執行し、土砂災害から住民の生命・財産を守ることができました。負担金補助及び交付金 4,630 万円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など 13 件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しています。次に、主要な施策の成果 112 ページ、決算書は 130 ページから 131 ページです。「港湾管理費」については、具体的措置として、委託料 123 万 6,844 円で、隼人港防潮扉管理業務委託など 6 件を執行し、防潮扉等の適正な維持管理により水害防止が図られました。次に、主要な施策の成果 113 ページ、決算書は 174 ページから 175 ページです。「土木施設災害復旧費」の河川施設災害については、委託料 431 万 3,100 円で、8 件の測量設計業務委託を執行しました。工事請負費繰越分 4,043 万 8,220 円で、深迫川河川災害復旧工事など 5 件を執行しました。成果として、被災箇所の早急な復旧により、被災拡大や二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、建設政策課、建設施設管理課、土木課への質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

成果の 113 ページです。ここにちょっと今目にとまったのが、深迫というところの下線が出てきてたからちょっと目に止まつたんですが、いつも災害復旧されるときに、ブロックが積んである中のほうに水が入ってしまって、間地ブロックを積まれるでしょ。そうしたときに、だからもう少しあと 1 m ぐらい深く何でやらんのかなと、いつも思うんですが、今回も前回改修されたところはまだ今年もやられているということなんですよ。だからそこら辺をただもう、いつもと同じことを繰り返すのではなくてね。同じどこが何回もこうしてやられるということは、やり方が悪いから同じことを繰り返すわけでしょう。ですから、そこら辺を全然検証されてないのか、お伺いします。

○土木課長（笛田 純一君）

河川の災害復旧で、河川の底面から根入れが大体 1 m ぐらい入れるようになっております。実際それにつきましては、もう今、災害復旧の決め事でなっておりますけれども、やはり上流側の部分については、今、委員がおっしゃるように、何かしら抑えるものを置くとかそういうものをちょっと検討していかないといけないのかなというふうには考えております。今、現在のところ、復旧と言いましては、先ほど申しましたような内容で復旧してますけれども、そういうこともちょつと今後は検討していきたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

河川の場合は、県の管轄になるんですけども、やはり木のほうも同じ、ブロックを何mでしょうか10m近くやり換えて、また今回の雨でも田んぼが半分なくなっていくような感じになってるわけです。同じどこが同じ状態を、大雨が降ったときに繰り返してますよ。全然そこら辺は見直しをされてないと、我々としては思わざるを得ない。例えば違うところが災害に遭ったとかというんなら分かるんですけども。同じところが何回も同じような災害を繰り返して、やはりもう少し、これはきっとやはり検証していかなければいけないと思うんですが、部長どうですか。

○建設部長（三島由起博君）

基本的に災害復旧は先ほど課長が答弁しましたとおり、基準がありまして、災害復旧の根入れ等が決まっております。ただ委員のおっしゃるように、そういう、同じように復旧したところが被災するということは何かしらまたほかの要因とかがあるというふうに考えますので、それに対して何かしらの対策を、例えば根固めをするとか、浸食されないように方法をとるとか、そういった部分はやはり検討すべきだというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

これ本当に税金の無駄遣いでしかないんですよ。仕事をされる人たちはいいかも分からないけども、同じところは毎回大雨のために災害を繰り返すということですね、それはきっと検証されてないというふうに思わざるを得ない。ですから、やはりここはきっと検証していただいて県にも伝えていただいて、しっかりと同じ災害を繰り返さないようにひとつ要望して

○委員（竹下智行君）

建設施設管理課のほうにお尋ねします。道路アダプト制度についてです。105ページですね。現在登録団体が87団体、実施延長が84.9kmとありますけども、この状況が過去3年間でどういうふうな推移であったのか、お示しいただけますか。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

令和6年度は先ほど申し上げた87団体、令和5年度が84団体、4年度は79団体となっております。

○委員（竹下智行君）

令和3年度と、あと実施延長についてもお願いします。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

令和3年度が85団体でございます。すいませんちょっと、調べてるんですけどちょっと時間を頂いてよろしいでしょうか[11ページに発言あり]。

○委員長（宮田竜二君）

後ほど回答をお願いします。

○委員（竹下智行君）

地域によっては草払いをする方々も高齢化されて、できなくなってくる地域もあるかと思うんですけど、この道路維持管理事業の104ページの、ここの兼ね合いをちょっと教えてほしいんですけど、市民から要望、苦情等があったら、市道、農道の場合は市が行っていただくという、そういう理解でよかったです。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市道につきましては、もちろん市道について全部管理を、草払いをします。その中で、まずメインとなりますのが今シルバー人材センター、年2回程度の草払い、路線を決めて。それと、やはりそれでも追いつきませんので、うちの作業班による草払い、それプラス、アダプト、それ以上にまた今度はまだそれでも追いつかない場合は、年間契約をしてシルバー人材センター、そちらに毎週側溝の上げとか清掃、そこのところにお願いしまして、そこで委託をしてない分についてはするよ

うにしております。

○委員（竹下智行君）

この道路周辺の草については、これはまた多分市民の方々からもかなり要望があるかと思うんですけど、やはりそのまちの景観という意味で、もうちょっとこの草払いというのが、頻度多くできないのかなと思うんですが、そこあたりは年2回ということで、年3回とか例えればそれをするというのは難しいことですか。

○建設設管理課長（安田善郎君）

今現在、年2回、それと場所によりましてはどうしても2回もできないところもあります。人が少ない。かなりやはり費用が掛かりますし、それと、やはり、おっしゃったように、まちなかでどうしててももう車に、うちの建設指導の考え方としても、やはり景観もですけど、やはり通行に支障があるのが一番だと思いますので、そういうところを集中的にやっております。ちょっと年3回というのは難しいと思います。ただどうしても、もう歩行者が危ないというところは、連絡が来たときになるべく作業班とかで対応できるようにしております。

○委員（竹下智行君）

道路アダプト制度で市民の方々が草払いをするときに、道路周辺で専門の方がされるときに、例えば石が飛ばないようについていうところでネットをされて草刈りしている場面を見るんですが、市民の方々するときもそういうのを配慮する必要があるのか、そこあたりの状況を教えていただけますか。

○建設設管理課長（安田善郎君）

もちろん、業者がしたり、シルバー人材センターするときには、車の通行があつて危ないところはネットを建てたりとか、例えば警備員を立てたりします。ただ道路アダプトの方々にそこら辺まで求めるところになりますと、道具とかいろんなのも必要になりますので、まず道路アダプトの申請が来たときに、状況を確認しまして、やはりなるべくやはりまちなかの道路が危ないところというのは、やはりなかなかアダプトも出てきませんし、こちらとしてもなかなか進めることはできないと思います。その中で、そういう安全に考慮していただきながら作業をしていただきます。もちろんアダプトで皆さんができる中で、そういうガードマンを立てたりとか、そういうのは難しいと思いますので、そういうところはちょっと業者のほうにお願いしている形になっております。

○委員（宮内博君）

今のと関連するんですけれど、先ほどシルバーに年2回お願いをしている。市民要求は非常に増えてるけれど、それ以上はなかなか困難だというお話がありましたけれど、本当に草の繁茂に追いつかないというのが現状だというふうに思うんですよ。特に、耕作放棄地が広がっています。放棄されると、それまで草刈りをしていたところも全く手をつけないと。こういう状況が広がっているんですね。まち部に近いところでも、そんな状況が広がっている。ですからできないというのではなくて、そういう現状に照らし合わせて現状に合った対策、当然、予算的な措置もしていかなければいけないというようなことがあるんですけど、決算委員会では総括的な質疑を経て、今日最終日ということになるんですが、総務省が示している国内、霧島市との類似都市の中で、霧島市は、61団体の中で、2番目に多く貯金を持ってるんですよね。それは総務省が示してある資料の中で、財政課が提供してくれるんですけど、そういう状況等も踏まえた上で、きちんとやはり要求にこたえるような取組というのが求められているのではないかというふうに思うんですけど。現状維持ではとても対応できない状況が広がってるという認識は共有できるんであれば、対策が必要だと思いますけど、部長どうですか。

○建設部長（三島由起博君）

現状としましては、やはり昨今の気象状況の変化に伴いまして、雨がかなり降っているという状

況がありまして、草の繁茂ももうかなり何回刈っても、次から次にも生えてくるというような厳しい状況もございます。また本市も市道が約1,600kmありますし、県内でも市域が広い、そういった地域特性もございますので、なかなか全体を頻繁に除草作業、維持管理をしていくことがなかなか難しい状況にございます。ただ、確かに委員おっしゃるように、現状として、そういう二ニーズに応えていかないといけない部分もございますし、交通量が多いところ、景観に配慮すべきところ、そういう区間、危険が伴うような場所については、優先度を上げて、しっかりと除草作業、維持管理をしていく必要があるというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

ですから現状では難しいということではなくて、応えるための努力、対策ですね、それはしっかりやっていくような、担当部局でも議論をして、そして財政的な要求をするというようなことを、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

先ほどのアダプトの距離ですけれども、令和3年度が83.2km、令和4年度は77.3km、令和5年度83.1kmとなっております。

○委員（下深迫孝二君）

道路維持担当の課長にお尋ねしますけれども、去年も、上之段の公民館からちょっと降りたところ、土砂崩れを起こして、ガードレールが大体10mぐらい飛ばされてるんですね。それぐらい大きな土砂崩れです。そして今回の8月8日の大雨でもまた同じところが崩れてきて、ガードレールも10mぐらい先まで流されています。そういう中で、去年も土嚢袋が大きなのが三つ、四つでしたか、並べてあつただけで、そのままされてるんですけども、やはり人が死ななきや行政というのは動かないんですか。もしあのときに車が通つてれば、夜勤なんかをして帰つてくる人もいるわけですよ。車ごとそれこそ流されてしましますよ。何でこういうところにもう少し力を入れてされないのかなあと。車1台、2台の土砂じゃないんですよ。何十台という土砂が谷のほうに行つてるわけですから。同じことを繰り返してますよ。さつきも言いますけどね。やはりそういうところはもうちょっときっちと安全対策を講じるとかしていただきないと、もし人でも亡くなつたときには責任をとつてもらえるんですか。そこをどのように考えていらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃいますように、今の上之段の場所につきまして、私どもも見ましたけど、やはり、毎年というか、かなり壊れているところであります。先ほども河川のほうでもありましたけど、やはり、なるべく全て補修は、修繕とか災害とかでやっていくんですけど、ちょっとやはり回りつかなかつた対応に少し遅かったとこあるかもしれません。なるべく、もう通常的な原因となりますのは、やはりもちろんこの大雨もありますし、通常の維持管理、やはり側溝がつまらないように、それは、なるべく回るようにしてしておりますけども、これからももちろん道路の重要性というとあれなんですけど、やはり人が多いところにつきましては、通るところにつきましては、特にパトロールを増やして対応していきたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

ただ、管理が行き届かなかつたでは、はっきり言って済みませんよ。そこを通らなきや役所にくることもできない、職場に行くこともできないわけですから。ですから、そのときにたまたま通りかかっていた人がいなかつたからいいわけですけども、さつきも言いましたように、同じとこの繰り返しをしてるんですよ。それに対するきっちとした対応をですね、部長、私も今回が最後になります。ですから、お尋ねしますけど、そういうところはきっちとやはり、同じ土砂災害を繰り返さないような対策はとれないんですか。そこをまずお伺いしておきます。

○建設部長（三島由起博君）

災害が発生した場合、その原因と、そういう部分を確実に検討した上で、そういう復旧をしていくわけなんですが、災害復旧自体はあくまでも原形復旧という形が原則になってます。ただ、おっしゃるように、まず先ほど申し上げましたとおり河川等も同じように、何が被災原因なのか、どういった要因でその法面が崩落したのか、どういった対策が必要なのかということはしっかりと調査をする中で、設計をする中で、検討していく必要があろうかと思います。委員おっしゃるように、再発しないように、市民の安全を守るために、安全な往来ができるような、そういう災害復旧に努めていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

111 ページの土砂災害の関係についてお尋ねをいたしますけれども、今もありましたように、同じような災害を繰り返してます。本来なら県の事業としてやらなければいけないというところが多いわけですけども、この報告の中でも、負担金及び交付金を13件交付しましたという報告があるんですけど、どういう連携をとっているのかなというふうに思はんすけれど、その辺の基本的な部分について、これは土砂災害だけでなく同じ項目の中にあります、河川の浚渫等についても同じようなことが言えるというふうに思はんすけれど、その辺まず御紹介してもらえませんか。

○土木課長（笛田 純一君）

急傾斜地、またあと河川の土砂の、寄洲除去ですね、これに関しましては、まちづくりの事業計画書で上がってきた場所等々がございますので、その地区だったり、あとは、住民の方からこういう危険と思われるところがあるんですけども見ていただけないでどうかというふうなことで、一応案内がありましたら、そこを立会いさせていただきましてこういう状況を確認しましてから、毎年、県のほうへ寄洲除去と急傾斜地等の要望ですね、そういうところでは、要望しますけども、確実に現地は確認しまして、どういう状況ですので事業にならないでどうかというふうな相談をしたりしております。それで、採択になったところが6年度もですけど7年度も今、事業していただいている状況であります。

○委員（宮内 博君）

令和6年度中に河川の浚渫ですね、あるいは土砂災害防止のための対応、いかほど県のほうに要請してるんですか。結果はここに出されてますよね。ただ、全部が採択をされるということではなかったかというふうに思はんすけれど、その辺分かっていれば御紹介ください。

○建設施設管理課主幹（上脇田良人君）

すいません、手元のほうにちょっと県に要望した数はちょっと今持っていないんですけど も、要望がありましたら現場を確認して、その都度持っていく、相談に行く場合もありますし、まちづくりで上がってるやつは8月頃にまた要望とかありますので、そういう形で要望しております。

○土木課長（笛田 純一君）

今、上脇田が申ましたが、河川についてはちょっと今資料を持ってきていないんですけど、県単急傾斜地とかいう急傾斜地につきましては、8年度は4件要望いたしまして、うち3件は継続するような形でなっております。施工中は今、県単急傾斜につきましては2地区、要望しますけど、採択なりましたというのが、まだ来てないところが1地区あります。あと、急傾斜地の要望ですけれども、7年度の要望件数は8地区を県のほうへ要望しております。

○委員（宮内 博君）

今回災害を受けて、新たにやはり要望していかなければいけない部分というのが多々あるのではないかというふうに思いますので、そういう一つの大きな災害を経た中で問題が提供される部分については、抜かりなく県のほうに要請をして対策をとっていただく、そういう取組を進めてもらいたいと思います。もう一つは天降川の浚渫の関係についても、これ県の管理河川ということなんですけれど、令和6年度中、どれくらいの土砂の搬出を市のほうで要請をして、そして結果的にどう

だったのかですね、お聴かせをください。

○土木課長（笛田 純一君）

令和6年度なんですけれども、要請件数は、今ここにちょっと持っていないんですが、令和6年度の天降川の堆積土砂の実績は2万3,040m³も排出とか除去しております。

○委員（宮内 博君）

どれほど要請したのかというのを後で、資料を提供ください。お願ひします。

○土木課長（笛田 純一君）

後ほど、資料御提出いたします。[28ページに答弁あり]

○委員（竹下智行君）

土木課の109ページの道路維持新設改良事業の過疎対策事業についてちょっと教えてください。この横川地区の城山線というところで、かなり前から行われているのかなと思うんですけど現在の進捗率はどういう状況か教えてください。

○土木課主幹（臼井健二君）

現在の城山2号線の進捗率ですが、延長ベースで41.3%となっております。

○委員（竹下智行君）

ちなみにこここのところは、いつから始まって、いつに完成する予定ですか。

○土木課主幹（臼井健二君）

事業の開始年度は平成17年度から開始しておりまして、現在の予定といたしましては令和15年ということで計画しております。

○委員（竹下智行君）

これほど長い期間を要する工事ということで、何か難しいというか、困難な状況の場所なのか。長くかかっている理由というのはどういう理由があるんですか。

○土木課主幹（臼井健二君）

主に山の切りとか、山の横を通っている路線になりますので、拡幅に当たりまして、山を切ったりとか土の処分とかで、工事事業費のほうが膨らむというところがありますので、ちょっとその辺で、期間を要していると思っております。

○委員（竹下智行君）

これだけ長い期間がかかると、当初の目的から多分、小学校が近かったりとかして、中学校とか小学校の通学の利便性とかそういったところもあって、この工事も始まっているのかなと思うんですが、ちなみにほかの霧島地区、福山地区でもありますけど、こここの状況も、いつから始まって、いつが完成予定なのか、あと進捗率まで教えていただけますか。

○土木課主幹（徳重和博君）

霧島地区につきまして、遠見松～泉水線ほか1線という路線がありますが、それが令和2年から令和7年の6年間で期間になります。現在の進捗率は56%です。そのほかに戸崎原線という路線をしておりますが、こちらのほうは令和4年から令和7年度までとなっております。進捗率は61%。福山地区が土地改良区20号線という路線をしております。令和元年度から令和7年度までの事業期間となり、現在の進捗が約60%となっております。

○委員（植山太介君）

ちょっとお聴かせ頂きたいんですけども、不用額調書からでした。46ページ、建設政策課にお尋ねをします。項目の道路新設改良費についての16と21なんですけれども、公有財産購入費、4,800万円ほどの残と。その補償補填及び賠償金も4,600万円ぐらい残ということなんですが、これは何を予定していて購入できなかった、何を予定して保障補填をしなかった、そういうのが分かるものなのでしょうか。ちょっとそこが分かれば教えていただきたいと思うところなんんですけど。

○土木課主幹（臼井健二君）

公有財産購入費につきましては、(仮称)新町～久保田線という路線が重久のほうにございまして、そちらの補償補填の4,850万円というのが主立った1点補償物件になります。あと補償につきましても同じく、(仮称)新町～久保田線で同じ1件につきまして4,600万円という補償、これが、交渉の進捗でちょっと実施できなかつたものですから不用額として上がっておりまます。

○委員（植山太介君）

はい、理解をいたしました。あともう一点、不用額調書からでした。建設施設管理課にお尋ねをいたします。49ページです。公園費の委託料が2,500万円ぐらい残となっているんですけど、ここをちょっと説明していただけたらなと思ったところです。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ただいまの残額につきましては、大体、半分ぐらいの1,000万円程度が、委託料として遊具の更新を社会資本整備総合交付金を使って整備しようとしていたのですけれども、これは国の内示のほうが低くなってしまいまして、その分で減になったということがあります。あとはちょっと諸所の委託料が執行残という形で残ったというような形になります。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設政策課、建設施設管理課、土木課の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時09分」

「再 開 午前10時21分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建築住宅課長（末永明弘君）

続きまして、建築住宅課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果114ページ、決算書は138ページから139ページです。住宅管理費の「市営住宅維持管理事業」については、現状として、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために効率的・効果的な修繕などが求められています。管理戸数は令和6年度末で、準公営住宅を含む公営住宅4,045戸、特定公共賃貸住宅158戸、単独住宅231戸の合計4,434戸です。老朽化に伴う解体などによる減で、昨年度と比較し13戸の減となっています。施策の方向としては、市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するため、指定管理者制度を導入し、住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置として、指定管理者への委託料2億1,469万4,596円、住吉2団地跡地除草作業業務委託など18件の236万1,179円で、委託料の合計で2億1,705万5,775円を執行しました。修繕料は、空家修繕で32件の3,409万2,313円、大塚団地浄化槽プロア修繕など44件の2,913万967円で、合計6,322万3,280円を執行しました。成果として、入居者の安全で快適な住環境の向上が図られました。次に、主要な施策の成果115ページ、決算書は26ページから27ページ及び138ページから139ページです。「住宅使用料収納事務」については、現年度分は調定額6億3,154万2,900円に対し、収入が6億2,811万1,100円で徴収率は99.5%です。過年度分は調定額1億1,815万3,133円に対し、収入が1,308万200円で徴収率は11.7%です。なお、不能欠損648万8,400円については、時効の援用によるものです。具体的措置として、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでおり、また、債権の一部を弁護士委託するこ

とや連帶保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行って頂くように依頼しています。次に、主要な施策の成果は同じく 115 ページ、決算書は 56 ページから 57 ページ及び 138 ページから 139 ページです。「住宅新築資金等貸付事業」については、調定額 2 億 3,772 万 4,300 円に対し、収入が 74 万 6,462 円で徴収率は 0.3% です。具体的措置として、滞納者に対しては、戸別訪問などを行い粘り強く取り組んだ結果、少額ではありますが、納入されていますので、引き続き、粘り強く納付指導を行い、徴収率の向上に努めています。次に、主要な施策の成果 116 ページ、決算書は同じく 138 ページから 139 ページです。「市営住宅改善事業」については、具体的措置として、委託料 233 万 4,970 円は、大野原団地 9・10 号棟個別改善工事の設計業務など 2 件、工事請負費 1 億 810 万 9,100 円は、大野原団地 11 号棟個別改善工事など 5 件を執行しました。成果として、外壁改修、個別改善工事を行ったことで、市営住宅等の長寿命化が図られ、安全で快適な住環境が確保できました。「老朽住宅除去事業」については、退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、具体的措置として、委託料 658 万 9,000 円は、老朽市営住宅除去工事の設計業務など 11 件、工事請負費 3,800 万 5,688 円は、国分地区の老朽市営住宅除去工事など 3 件、用途廃止住宅の移転補償費を 26 件分で、444 万 6,000 円を執行しました。成果として、市営住宅の総量縮減及び管理戸数の適正化につなげることができました。以上で建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長（溝口幸三君）

続きまして、建築指導課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 117 ページ、決算書は 124 ページから 127 ページです。「建築確認審査・検査事務事業」については、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査、検査等を行うほか、法令に関する啓発や法令違反の指導等を行うと共に、崖や道路の取扱い、法令解釈などの相談対応を実施しております。具体的な取組としては、令和 6 年度は建築基準法に基づく建築物に係る確認申請について 68 件、計画変更申請 7 件、完了検査申請について、88 件の検査を実施しました。そのほか、共同住宅の建築計画について、建築主等と事前協議を行う「共同住宅等建築計画書」など市条例に基づく申請に対する審査を 29 件行いました。また、建築に関する相談においては、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行いました。さらに、建築主等に対し、建築基準法に基づく完了検査の受検を促すチラシを配布するなど、完了検査の受検率の向上啓発にも取り組んだところです。成果としては、市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適切な事務処理が図られ、また、完了検査の受検に対する検査率の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないよう共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。次に「建築物耐震改修促進事業」については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組としては、霧島市耐震改修促進計画に基づき「霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、旧耐震と思われる木造住宅の所有者に対し、耐震化普及啓発のチラシを配布しました。成果としては木造住宅の耐震診断を 3 件実施し、耐震性がないと判断された住宅の耐震改修工事を 2 件行うことにより、耐震性が確保されました。併せて、市民ギャラリーで、木造耐震に関するパネル展示を行ったり、チラシ配布を行うことで、多くの市民が建築物の耐震性に関し、理解を深めてもらうことができました。次に、主要な施策の成果 118 ページ、決算書は 124 ページから 127 ページです。「空家等対策事業」については、空家数の増加に伴い、適正に管理されていない空家がさらに発生し、市民生活への悪影響がますます顕著化することが見込まれることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不十分な空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、それぞれの空家の課題等に対し、府内連携の取りまとめ等を行っております。具体的な取組としては、令和 6 年度は、空家についての市民からの相談や通報が 62 件あり、必要に応じて、現地調査等の実

施、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報の提供や助言を行いました。また、老朽危険空家の解体工事について、費用の一部を助成しました。さらに、空家対策の普及啓発のため、2種類の冊子を作成し、固定資産税の納付書に同封するチラシをカラー刷りで作成しました。成果としては所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、20件が一部補修・除却等の措置が図られ、これまでに170件が改善されたところです。また、老朽危険空家の解体工事について21件の申請があり、解体費用の一部を助成することで、老朽危険空き家のあった近隣の生活環境の改善が図されました。以上で建築指導課分の説明を終わります

○都市計画課長（深迫康幸君）

続きまして、都市計画課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果119ページ、決算書は130ページから133ページです。都市計画総務費、「都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業」の具体的措置として、委託料の117万2,160円で霧島市区域マスターplan附図作成業務委託を行い、平成16年に鹿児島県が6つの都市計画区域でそれぞれ作成していた区域マスターplanの統合を行い、区域一体となった区域マスターplan方針図となる附図作成を行うことができました。次に、主要な施策の成果120ページ、決算書は134ページから137ページです。街路事業費の「都市再生整備計画事業」の具体的措置として、委託料現年分2,442万5,138円で犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査やリノベーションまちづくりの業務委託など4件、繰越分6億3,562万6,500円で犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査や隼人駅東西自由通路の工事施行委託など6件、工事請負費現年分180万円で犬追馬場線の道路改良工事、また、工事に係る公有財産購入費繰越分1,532万2,584円で犬追馬場線の用地取得の執行を2件、補償補填及び賠償金繰越分507万3,386円で、犬追馬場線及び隼人駅東西自由通路の工作物等の補償4件を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果121ページ、決算書は134ページから137ページです。「街路整備事業」の具体的措置として、委託料現年分5,151万800円で新川北～福島線外1路線の物件等調査業務委託など5件、工事請負費現年分3,890万7,000円で日当山線の道路改良工事2件、繰越分3,797万5,000円で新川北線の舗装工事など2件、また、工事に係る公有財産購入費現年分201万1,631円で日当山線の用地取得の執行を4件、繰越分83万5,256円で日当山線の用地取得の執行を1件、補償補填及び賠償金現年分377万71円、繰越分317万8,568円で日当山線の工作物補償4件を行い、事業の推進が図られました。以上で都市計画課分の説明を終わります。

○区画整理課長（岩元龍己君）

続きまして、区画整理課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果122ページ、決算書は132ページから135ページです。麓第一土地区画整理事業では、清算事務として換地処分後の清算金交付事務を行いました。成果として、交付対象件数4件、対象額2万403円に対し、成果件数1件、成果額2,660円の交付実績でした。これにより、清算交付金の全体対象額459万5,427円に対し、成果額457万7,684円となり、交付率は99.6%となりました。なお清算徴収につきましては令和5年度で徴収率100%となっています。次に、浜之市土地区画整理事業では、委託料3件、287万4,000円、工事請負費7件（うち繰越4件）、9,457万円、補償補填及び賠償金5件、238万1,824円を執行しました。成果として、業務委託により、都市計画道路浜之市線（国道10号）の国土交通省への工事委託に必要な資料を作成し、実施協議を進めることができました。工事請負費は、都市計画道路や区画道路の整備を行い、事業の進捗が図られました。補償補填及び賠償金は、工事の支障となる電柱の移転補償を行い、工事を計画的に実施することができました。その結果、令和6年度末の仮換地指定率は100%、事業費ベースの進捗率は87.4%となりました。次に、主要な施策の成果123ページ、決算書は132ページから135ページです。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料5件、1,074万6,016円、工事請負費10件（うち繰越1件）、1億8,955万円、補

償補填及び賠償金 23 件（うち繰越 15 件）、1 億 690 万 8,553 円を執行しました。成果として、業務委託により、仮換地指定や建物等移転補償に必要な資料作成を行ったことで、計画的な事業実施ができました。工事請負費は、都市計画道路・区画道路・宅地整地・水路整備工事を行ったことで、区域内の道路網整備や仮換地の使用収益開始が可能となりました。補償補填及び賠償金は、建物等移転補償により、道路・宅地整地工事等の支障となる建物移転等を進めることができました。その結果、令和 6 年度末の仮換地指定率は 95.1%、事業費ベースの進捗率は 65.1%となりました。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願ひいたします。

○建築技監（侍園賢二君）

資料の訂正をお願いしたいんですけども、主要な施策の成果 115 ページ、住宅使用料収納事務、右側の成果というところの（3）不納欠損、この「のう」の字が間違っておりますので納めるという字、糸へんに内という字です。不納欠損、この時間間違っておりますので訂正してください。おわび申し上げます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

まず、住宅課にお尋ねをいたします。老朽化住宅除去事業についてということで、先ほど説明いただきました。その中で、国分地区の老朽市営住宅除去工事など 3 件ということで書いてあって、移転補償費を 26 件分で 444 万 6,000 円を執行したとあるんですが、これはどこの団地であって、そしてまた 1 人に対して、26 件に対して、446 万円ということは定額なのかどうか、移転補償費。

○建築住宅課長（末永明弘君）

26 件につきましては、1 件当たり 17 万 1,000 円、これはもう定額、上限といいますかも定額でお支払いしている金額になります。また、移転をされる方の要件としては、用途廃止に位置づけた団地から他へ移転された方に対しての補償金になります。団地で申し上げますと、今村住宅、四方田団地、宮下団地、見次団地、久保山団地、下尾田住宅、西馬場上団地、新町住宅が今回移転した団地名になります。

○委員（下深迫孝二君）

国分で言えばこの宮下団地、低所得者の人たちが入られた住宅というふうに受け取っていますけども、これを全部解体してしまった場合に、そういう人たちが入られるような住宅は、あとは建設をしてるんですか。まずそこを令和 6 年度だったかをお伺いします。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今、宮下団地等については、移転を促している状況ではあるんですけども、公営住宅のほかの住宅についてまだ用途廃止にはしていない同等のような団地もございます。そういうところに移転を促したりはしておりますけれども、低所得者向けの団地を新たに建設しているということはございません。

○委員（下深迫孝二君）

例えば宮下団地あたり家賃が恐らく 1 万円以下だろうというふうに想像はつくんですけども、そういうところに入っていた人が、移転先が今度は金額が大きくなってしまうと、あるいは年金暮らしの人なんか特に国民年金であれば 5 万円かそこらですよね。そうしたときに、簡単に移転が、その費用を出してあげても移転費用は払ってあげても、生活やっていけるのかなという気がするんですが、そこら辺はどのように受け取っていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

宮下団地については、用途廃止に位置付けてるんですけども、耐用年数も経過しております、

修繕をするにはお金もかかりますので、用途廃止という位置づけをさせていただいております。ほのかの団地に移っていただく要件として、団地内であれば市営住宅に移ることは可能になってるんですけども、家賃については、その宮下団地の家賃から、違う団地に行ったときの家賃がござりますけれども、その家賃まで行くには5年間猶予、1年ごとにちょっとずつ上がっていくというような形をとらせていただいて対応していただいてますので、用途廃止に位置づけた団地等からの移転についてはお願いをしている状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

5年かけてというお話がありましたけれども、例えば宮下団地、例えば1万円家賃があったとすれば、次移られたところは1万5,000円だったとすれば、2年目は1万1,000円になるというような受け取り方でいいんですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今議員がおっしゃったような形で、5年間で徐々に平均的に上がっていくというようなことがあります。

○委員（下深迫孝二君）

解体をした後の住宅地ですね、国分でいえば宮下団地とか四方田とかというようなところは、すぐあと売却するにしても、利用価値も相当あるのではないかと、場所がいいですから思うわけですけども、そのほかのところは解体をした後の利用というのはどのように考えておられますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

場所場所で急傾斜地だったりとか、売却に難しいところがあったりとかするのは事実でございます。一番最初には、市庁舎内での利用を求めて、部内で利用求めて、部内で不要であれば庁舎内で求めて、庁舎内で求めて不要というか、利用するところがなければ、その地域の方々にも促すような形をとらせていただいて、最終的には売却という手順を踏ませていただいております。なかなか議員がおっしゃるように売却できないというようなところもございますけれども、今解体をしていってるのは先ほど申し上げたように耐用年数が過ぎたような団地でございますので、建築住宅課としてはそういう団地を徐々に減らしていくような形をとらせていただいて、事業を進めていきたいと考えています。

○委員（下深迫孝二君）

例えばあまり価値がないといったようなところについては、地域で、例えばゲートボール場にするのに使いたいとか、あるいはグラウンドゴルフをするのに使いたいというような希望等があった場合には、提供されるという考えはあるのかないのかお伺いします。

○建築住宅課長（末永明弘君）

地域の方々でお使いになりたいということがありましたら、お話は頂くような形をとりますけれども、地域の方々でお使いになった場合には、草等々も、生えてきて管理等が出てくるかと思うんですけども、そこら辺も踏まえた形で、地域の方々とは御相談をするような形になろうかと思いますけれども、まだ、具体的に何にしたいというお話があった時点で、また、検討させていただくというようなことになると思います。

○建築技監（侍園賢二君）

補足させていただきます。地域に使っていたいいる例もあります。溝辺公民館の敷地に使っていただいたり、松木の公民館の駐車場として使っていただいたりした例もありますので、そういう希望があれば、検討する余地は十分あります。

○委員（宮内 博君）

今の質問とも関連をしてくるんですけども、いわゆる、先ほど、移転補償費を支払った件数について、住宅の名前も紹介を頂いたんですけども、市として、いわゆる政策空き家として、進めてい

る戸数、それが、令和6年度中、何戸あって、それ以外の空き家、それがどういう状態になっているか、お示しをください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

用途廃止に位置づけた団地としての団地戸数が502戸、それ以外の団地の空き家戸数は1,214戸となっております。

○委員（宮内 博君）

502戸については、徐々に解体の方向に持っていくとか、そういう方向性があるだろうと思いますけれど、いわゆる政策空き家以外の空き家1,214戸ということで、そこに入居をいかに図っていくのかという取組が進められなければならないと思いますけれど、成果表の116ページの中に、大野原団地等について給排水等の工事を行いましたということで、報告があるんですけど、私もよく公営住宅入居の相談を受けるんですけど、まずお風呂がありますかというのが、第一の入居受け要件になっているんですよね。非常にそれが、要望としては多いんだけど、それにこたえられる団地の空き家というのは非常に少ないという状況にあるんですけど、令和6年度中は、入浴可能な施設を持っている空き家がどれぐらいあったのか、そして、政策的に大野原団地みたいに、水回りの整備をしていくという取組がどういうふうに示されているのか、お聴きをしたいと思います。

○建築技監（侍園賢二君）

浴槽をつける工事として個別改善工事をしています。これまで終わったところでは、26棟534戸を終わっております。まだ浴槽がついていないというか、個別改善を行わないといけないと思われる工事団地につきましては、1,900戸ぐらいあるんですけども、このうち空き家が幾つあるかというのは、空き家の戸数が日々変わるもんですから、ちょっと分からぬというか、算出しにくい状況であります。

○委員（宮内 博君）

当然空き家動きますから、どこかで、何月の時点ではどうだというぐらいしかできないんだろうというふうに思いますけれど、先ほど申し上げましたように、公営住宅、民間住宅に比べて家賃も安いですので、そういう意味では、入りたいという要望はあるんだけれど、そこに住むについて、まず水回りがちゃんと整備されているのかなというのは、やはり相当あるんですね。ですから年間5戸ぐらいずつの進捗で対応はされているのかなというふうに思うんですけど、昨年度、大野原団地が、5件というふうに報告ありますよね。一応目標として、それを解消するというような議論まであって、政策的に進めているということで、理解してよろしいんでしょうか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今技監が申し上げたように、まだ、個別改善をしないといけないところが、千、数百戸ございます。年間、今、2棟できて40戸、3棟できても60戸ぐらいでの個別改善工事になるので、いつまでに完了するというような御報告というか完了するという年数までは、ちょっと申し上げられないところでございます。

○建築技監（侍園賢二君）

主要な施策の効果の116ページにあります、大野原団地11号棟個別改善工事等ほか5件というのは、工事として5件なので、個別改善工事としては11棟をやっていますので、16戸は改善できているということになり、年に60戸やる年もあったり、40戸やる年があったり、交付金の関係で変わってくるんですけども、今まで、平成の頭ぐらいまでずっと浴室をつけてきてないので、今からつけるとなってもやはりかなり時間がかかるというような状況で、今課長、申しましたように、いつまでにやるということはちょっと明言できないところでございます。

○委員（宮内 博君）

5件というのは棟数ということで5件だけど、戸数としては16件という、分かりました。これは

現に住んでらっしゃるところの改修も入っているのかなというふうに思うんですけど、その中で、空き家になっている部分をそういう形で改良したというのが令和6年度中はどうなんでしょう。

○建築住宅課長（末永明弘君）

大野原団地の11棟を個別改善させていただいて、空き家が、すいません、正確な数字を申し上げられないんですけど、三つ、四つの空き家がありまして、空き家に取りあえず入居されている方はお風呂がその間使えなくなったりとかするもんですから、そちらのほうの空き家を利用していただくような形をもし可能であればそちらを利用していただくような形をとって、個別管理については工事を進めている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

政策空き家以外の空き家が1,214戸ということありますので、それをいかに少なくしていくのかというのは大きな位置づけとして取り組んでいかなければいけないと思いますので、その一つハードルになってるのはやはり、入浴施設がないというのはかなり残されているという部分がありますので、ぜひ、もう少し取り組む数を増やすなどの取組をお願いしたいと思います。次の115ページの住宅新築資金の関係についてでありますけれど、口述にも、また成果表の中にも徴収率0.3%ということで記載があります。これは同和対策事業として、地域改善対策特別措置法の中で整備をされた対象地域の住宅取得、住宅整備事業等で旧隼人町の時代に取り組まれた事業がこういう形で継続をされているんですけど、これはいわゆる相手方の、いわゆる自己取得というのはこれあり得ない話ですよね。ですから、ずっとこの事業を取り組んでいかなければいけないということになるんですけど、これが旧隼人町時代の大きな問題でもあって積み残されて合併後も引き継がれているということになっているんですが、令和6年度中、具体的な、ここに書いてございますけれど、实际上、2億3,700万円余りの調定額があって、74万円余りという状況ですから、その特徴的な取組について御説明いただけますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

主要な施策でも明記していますように、催告書の発送、個別で住宅を訪問する、電話催促、そういう形での対応を継続してとてるような状態ではございます。

○委員（宮内 博君）

当時もかなり議論を私もしてきた経過があるんですけど、相保証が認められていたりとか、実際に返す力があるんだろうかというのもなかなか難しいのではないかというふうに分かってても、貸付けられる制度が貸し付けられるとして制制度上行われたというのがあるんですね。ですから、そういう歴史的な背景を踏まえた上で今後どういうふうにしていくのかということは一つ大きな課題として、何らかの解決策を見いだしていかなければいけないというふうに思うんですけど、その辺は、令和6年度中、具体的な議論があったんでしょうか。

○建築技監（侍園賢二君）

新築資金につきましては社会的背景等もありますて、なかなか収納というか、回収できていない状況は、今、委員から話があったとおりです。今の状況としましてはやはり、今回、74万円程度ぐらいの徴収だったんですけども、2年前ぐらいに1,000万円ぐらいまた納められた方もいらっしゃいますので、やはり今この時点で債権を放棄するという考えではなくて、やはり納めてくださった方もいらっしゃいますので、完納されてる方もいらっしゃいますので、そこについては、平等性を失わない、公平性を失わないようにするためにも、やはり今の時点では引き続き今のような体制で地道に納付することを呼びかけていくということを考えております。

○委員（竹下智行君）

市営住宅の件でお尋ねします。市営住宅の管理戸数はここに書いてあるわけですけど、低層階を希望して入居されてる方が多いかと思うんですけど、そこあたりの充足率というか、そういった数字

というのが分かるものですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

低層階の充足率、3階、4階はどれくらいという数字までは、ちょっと把握していない状態でございます。

○委員（竹下智行君）

今回、豪雨災害で浸水被害を受けた方々も低層階を希望するけども、なかなか入れないという状況があって、恐らく6年度も相当高い割合でも埋まってるのかなという印象を受けるんですけど、今後、高齢者の方々がやはり市営住宅に住まないといけないという状況あるかと思うんですけど、例えば、二階に住む場合に住宅改修というか、例えば1階から2階にある階段、昇降機とかありますけど、そういう設備の設置とか、あと段差か、住宅改修がどこまで認められているのか、そこあたりのことが分かりましたら教えてください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

中耐とか4階建ての団地では方法としては昔、議論的にはエレベーターとかそういうのの議論もございました。ただ、エレベーターをつくるには多大な費用がかかるというのもありますて、本市では行っていない状態でございます。仮に2階まではスロープでというような形を検討したとしても、敷地の考え方からするとスロープで2階まで上げるとなりますと、かなりの距離がかかりますので、物理的に今の市営住宅内でスロープ等をつけて上がるというような形は難しいのかなという考えでいます。ですので、検討といいますか、こちらのほうとしては、低層階はお年寄り、上はお年寄りじゃないというようなことができないもんですから、現実的には高齢者の方向けという形の対応はしてないところでございます。

○委員（竹下智行君）

スロープとかじゃなくて階段昇降機でありますよね、1階から2階に上がる。そういうのは、例えば市営住宅でよその自治体でこういうのをつけるという事例はないのか、つけられないのかそこあたりのところを教えていただけますか。

○建築技監（侍園賢二君）

やはり二階にスロープ、階段昇降機というのが学校なんかについているのがあるのはあるんですけども、一応、階段室型の公営住宅になってますので、避難経路になっておりまして、幅が幾らないといけないとかということがありますので、現時点というか、ほかの自治体でも、階段昇降機をつけたという事例を聴いたことはないです。ちょっとあるかもしれませんけど、私は聴いた事例はなくて、今後付けるかということになりますけれども階段昇降機をつけるということはちょっと厳しいのかなと思っております。高齢者になるとやはり一、二階に住みたいという話は私も理解できますし、今うちの住宅としてはそういう希望があったときには、そういう一、二階が空いたときにお知らせして、入居どうですかということはできますけれども、なかなか一、二階を希望するところがないというのもあるかもしれませんけど、今一応うちとすればそういう問合せに対しては、今空いていません、ここなら空いてますというそういう対応しかできていない、今後も同じような対応になるのかなと思っております。

○副委員長（久保史睦君）

ちょっと二、三点お聴きをさせていただきたいと思います。主要な施策の成果115ページ、住宅使用料、収納事務について成果のところについてお伺いをいたしたいと思います。不納欠損についてです。まず、先ほどの口述の中でこの不納欠損648万8,400円が時効の援用によるものだという部分で、まず時効の援用というものがどういうものかここちょっと認識を共有したいと思います。

○建築技監（侍園賢二君）

住宅使用料につきましては、公債権ではなくて市債権という考え方でありますので、税関係と違

って、ある一定年数がつけば不納欠損になっていくというものではなくて、裁判とかそういうことを起こさないと一方では強制執行もできないというような状態です。市債権につきまして、市債権を債務者のはうからすると、なくす方法としまして、5年以上、住宅使用料で言えば5年以上経過しているものについては、時効の援用という形で再債務者を借りている、支払っていない人がある意味放棄ができるというか、納めていないお金がゼロになるという方式がありまして、時効の援用を宣言されたり書面で出されると、市とすれば法的に認められているものであるために認めざるを得ないということで時効の援用は債務者がもう払いませんよという意思表示を5年経過した債権に對して宣言する、そういうことです。

○副委員長（久保史睦君）

意思表示という部分は非常に大事な部分であって、そこを主張をされるということになってくると思うんですけども、この時効の援用、今5年間という期間を申し述べられましたけれども、これ5年間という間、いつからいつまでという期間を恐らく掌握はしていらっしゃると思うんですけども、その期間は何か対策を講じられたのか、時効の援用になる前に何か講じられたのかという部分について教えてください。

○建築技監（侍園賢二君）

今まで3か月以上滞納になれば、催促状を出したり、そういう電話でお願いをしたりといふことも毎回やっていることです。それがどんどん募っていくってということになるんですけども、今回、時効の援用の約648万円のこの金額につきましては、かなり古いものがありまして、古い債権について市のほうで今回弁護士事務所に依頼をしたというところでございます。今まで市からの文書のみとか電話のみだったんですけど、弁護士事務所にお願いして、回収をお願いしたところ、そういう向こうも、今まで市が要求したものに対して余り反応がなかったんですけども、今回弁護士事務所から連絡があったりということで、向こうとすれば対応してきたということで、それまでの間はずっと、こちらも5年以上かけて、電話連絡、文書での通知をやってきたんですけども、そのときに行動を起こせなくて、今の時点ではもう5年を過ぎているものなので、そういう行使をされれば認めざるを得ないというのが、現状です。

○副委員長（久保史睦君）

ちょっと一点確認をしてください。電話でやりとりをするということは、会話が成立しているわけなので、その時点で支払うという意思表示が表明されたという認識ではないんですか。

○建築技監（侍園賢二君）

電話でそういう意思が表明される方もいらっしゃるんですけど、電話に出ないとか文書を出しても対応ができないと、そういう方が今回、弁護士事務所に頼んだ多くの方々になってきます。

○副委員長（久保史睦君）

すいません、今問うているのは5年間という中で、電話の表示が、電話のやりとりをすることで意思表示が確認をされれば、債権はそのままの5年間という枠からまた延びていくのではないですかということを確認したかったです。

○建築住宅課主幹（南郷正輝君）

今、久保委員がおっしゃったことは時効の中斷ということになりますが、時効の中斷が成立するためには、納付もしくは自分にはこれだけの債権が残っていますということを書面上で、頂く必要があります。それをもって時効の中斷が成立することになります。

○副委員長（久保史睦君）

ちょっともう一度申し上げます。確認をしますけれども、時効の中斷という部分に関しては、取組は何か特段されなかつたということで認識してよろしいですか。要は電話でやりとりができるということは、会話いわゆる成立しているわけなので、その中で、時効の中斷という部分について

の取組は特に何もされなかつたということで認識をしておいてよろしいですか。

○建築住宅課主幹（南郷正輝君）

納付に向けての電話もしくは実際お会いしての交渉というのは続けてまいりましたが、納付まで至らなく中断ができなかつた、もしくはその債権を認めるまでの書類の確保まではいかなかつたというのが現実でございます。また、未納のまま他市町村に転出され、その後の行方が分からなくなつてしまつて、納付交渉がその後できなくなつてしまつたという案件もございます。

○副委員長（久保史睦君）

決算ですのでもうここで終わつておきたいと思います。まだいろいろ聴かせていただきたいと思います。それではちょっとあと2点ほどお聴かせください。同じくこの648万円という金額の中で、これ件数にしたら何件でしょうか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今回の時効の援用の件数につきましては7件でございます。

○副委員長（久保史睦君）

それでは最後にもう1点だけお聴かせください。今回の徴収率が11.7%ということで上がつたと。先ほど弁護士に依頼をしてという部分もありましたけれども、これだけ徴収率が上がつたということは、弁護士に依頼をするときに、何か委託する基準というか、そういったものがあつたのかなかつたのか、またあつたのであれば、どういった内容で設定をされていたのかという部分だけお聴かせください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今回の弁護士事務所に委託を出した案件はうちのほうとしてのプロポーザルでやらせていただいているんですけども、うちのほうとしては成功報酬、取れたお金の何%を委託料としてお支払しますよというような形の手法でプロポーザルをさせていただきました。なので今委託している弁護士事務所さんは徴収ができないければ成功報酬がないということになるので、文書なり電話なりで、債権の方々に納付を求めているような状態であるのかなとは思います。

○委員長（宮田竜二君）

ちょっと休憩します。

「休憩 午前11時18分」

「再開 午前11時19分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○建築住宅課長（末永明弘君）

債権の方々で古い、もうかなり古い年度の方、それと現住所、連絡先等が確実に分かる方、そういう方々を優先的に年、債券の3,000万円というような形の債権額を依頼しまして、弁護士事務所にはお願いしているところでございます。

○委員（阿多己清君）

成果表の120ページです。犬追馬場線の整備をするということで、今、文化財の発掘調査が行われているんですが、この4,200万円ほどこの事業費があるんですが、これは全部市費ですか。財源はどうなつてゐるのか教えてください。

○都市計画課長（深迫康幸君）

財源につきましては、国の交付金をあてています。これは国のはうが50%です。あとまた、地方債もまた充てております。

○委員（阿多己清君）

今この文化財の発掘調査が行われておって、若干の改良工事が進められているんですが、この文化財発掘がいつぐらいまでかかる見込みなのか。本格的に犬追馬場線の改良工事に進められるあたりの年度が分かれば、現時点でいいので教えてください。

○都市計画課長（深迫康幸君）

犬追馬場線の発掘調査は、令和3年度から開始して、現在、全て完了しております。そして道路改良工事を進めておりまして、令和7年度内の完成に向けて今進めているところです。

○委員（植山太介君）

先ほどの久保委員のところで住宅使用料徴収事務の件だったんですけども、口述書にあるんですけども弁護士に委託することを始められたってそのあの文章で、連帯保証に対しては滞納状況を周知するという記載があるんですけども、この連帯保証人の方に徴収のほうをお願いしたりして、実は連帯保証人の人が払ってるというようなケース、そういう実情をつかまれてるのかちょっとそこを確認させてほしいんですけども。

○建築住宅課長（末永明弘君）

債権者及び連帯保証人同時に催告の連絡をしております。なので、連帯保証人さんのほうからお支払いをされるというケースも、ちょっと件数までは、把握しておりませんけれども、実際ございます。

○委員（植山太介君）

実際払わないといけない人と連帯保証人の方と同時に、払ってくださいねっていうのを伝えてるっていう認識でよろしいんでしょうか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

お見込みのとおりでございます。

○委員（徳田修和君）

関連が続いてしつこいなと思ったからやめるか迷ったんですけど。同じく久保委員の関連なんですけど、不納欠損に対するものが7件で、弁護士委託をされる中で、弁護士委託料というような成果でお支払いしたというふうに、御説明あったんですけども、この委託料がどのくらいあったのか、また弁護士に依頼することでの効果っていうものを、徴収率自体は上がっているんですけども、その委託料を考えたときに、どの程度の効果があつて今後続けていけるような事業になるのか、そこをどう分析されているかをお示しください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

令和6年度からこの事業を始めさせていただいているんですけども、成果としましては、実際弁護士事務所が徴収していただいた金額が、1,029万3,900円。その他、住宅グループのほうで徴収を対応している金額が278万6,300円という形になっております。収納グループのほうで、徴収している部分が、昨年度も同金額程度でございますので、今回1,000万円程度は弁護士事務所を介して、行ったことで、成果はあるという形をとっております。で、そのとった分の18%掛ける消費税という形が委託料になりますので、実際お支払いしての金額は200万を超えるというような委託料にはなるかと思います。

○委員（徳田修和君）

職員が徴収しているよりも、委託料を払ってでも、回収した金額のほうが成果が出ているというふうな認識でよろしいですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

1,000万円ぐらい徴収ができているということで、このまま続けていければと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

市営住宅のほうに引き続きお願ひします。令和6年度で、川内団地、ちょっと質問等をさせてい

ただいたときに、半分大体空き家があるというふうに答えられたと思います。そのあと令和6年度ですね、どれぐらい改善したのか、お伺いします。

○建築住宅課長（末永明弘君）

川内団地につきましては、4月、今年度4月現在で、入居者が50件、空き家が62件という形ですので、半分以下の入居の状況である状況ではございます。

○委員（下深迫孝二君）

前回お尋ねしたときは、約半分が空き家ということでしたけれども、逆に空き家が増えてきてるわけですよね。そしてこの例えば上井団地、あるいは大野原団地、あそこは川内団地より古いんだけども、まちなかに近いということで、かなり空き家も少ないというふうに伺っております。上井団地と川内団地は7、800mですか、歩いて10分程度ぐらいの距離なんですけども、どうしても川内団地のほうは、入る方が少ないということですが、まず手始めにですね、それこそ、2階から上3階部分につくところに、1か所試験的にエレベーターをつけてみたらどうですか。そうすることによって、高齢者でも入れるわけですよ。おっしゃったように階段がだんだんにしてきてますから、つけづらいっていうのはあるんだけど、今のこの技術が発達した中ではですね、どんなことでもできるんです。外つかわに2mぐらいの廊下みたいなものを出してですね。それはそんな難しいことじゃないと思うんだけど、やる気があるのかないのかまずお伺いします。

○建築住宅課長（末永明弘君）

先ほど申しましたように、エレベーターをつけると、費用、工事費がかなりかかるということも含めまして、階段室タイプでございますので、お部屋に入ろうとするところに、外側に、床がないもんですから、違う部屋の階高をあけて、そちらからエレベーターを入れるというような、そこに床を設けるエレベーターを設置しないといけないと、エレベーターを中2階につけても、結局半分の階段を上らないといけないという状態になってしまえば、利用価値がないものですから、もしやるとすれば、そういう形で同じフロアにエレベーターを設けるというような形をとらないといけないんですけど、そうするとやはり入り口の開口部を新たに、部屋内の開口部を設けて、そちらを玄関にしてというような改修も必要になってきまして、先ほど申し上げたように、かなりの費用が掛かるということもございます。先ほど議員がおっしゃられたように上井、大野原は入居者がそれなりに入っております。そこについては、個別改善が上井団地が終了しております。大野原団地についても今個別改善が8割ぐらい終わっているような状態もありまして、住環境の整備が整っているということも、一つは要因かなと思っています。今、個別改善をしているのが古い順番、建設の古い順番から個別改善をしているという形をとっておりますので、大野原とか上井とか、そちらのほうの個別改善が終了しているような形になっております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、自分の住宅のドアの前に取り付けなくてもいいんですよ、半分階段を上がってもいいわけですよ。例えば3階、4階、上がっていくときに、1階だって幾らか階段上がりますがね、市営住宅の場合は。そうしてみると、例えば、Uターンして上がっていく階段ですけども、一つ上がっていかなければ、そんなにきついものじゃないと私は思う。やはりその、例えばドアの前に取付けようとなれば、無理なお金も相当掛かるしということもあるんだけども、まず1か所ぐらいは試験的にそういうこともやっていかなければ。これだけ空き家が多くて、民間だったらとっくに倒産ですよ。市営住宅なんて言っているから、皆さんの腹も全然傷まないから、そういうふうにして、空き家がこれだけですよという大手を振って言えるわけだけども、部長どうですか。本当にね、これ民間だったらとっくに倒産して、無くなってるわけです。市営住宅に入る人がいないのではなくて、今ちょっとしたそういうね、不都合で高齢者なんか特に入れないという人も多いわけですよ。今人口がどんどん減っていく中で、人口の呼び込みもしなければいけないわけですよ、霧島市。合併し

て5,000人ぐらいの人口が減ってるわけです。そこら辺はどのようにお考えですか。

○建築技監（侍園賢二君）

川内団地につきましてもほかの団地につきましても、先ほど申し上げてますように階段室型というのが非常にネックになって、エレベーターをつけるかどうかというのも、検討して金額も昔出した記憶があるんですけど、やはり、ほかの団地との整合性もあつたりしますので、なかなかエレベーターが設置できていない状況です。もう一つは、先ほど申し上げましたように個別改善を住戸内の環境をどうやってよくしていくかということを優先に考えていますので、エレベーターを設置していくというのも一つの案ではあるんですが、現在のところは個別改善を進めていってというのを第一に考えていきたいと考えています。

○委員（下深迫孝二君）

今、お聴きしたようにですね。約半分だった川内団地、62件になってるわけです。そうしますと、また最近は、なんかと言いますと、私あそこを毎朝行ったり来たりしなければいけないもんですから、通るときに、植え込みのところは何かきれいに刈ってしてありました。前からそれは随分環境としてはよくなってきてているのかなというふうに思いますけれども、例えばその団地の中に小さいお店でもつくれるような工夫をするとか、何か工夫をしていかなければ、今まで空き家が増えるだけですよ。私はそのように思うんだけれども、お年寄りが買物に遠いから行けないというようなこともあるわけですよね。小さい下のほうにテナントみたいなものをちょっと1か所ぐらい入れて、買物を便利にしていくぞとか、あるいは今言ったようにエレベーターを考えるとか、していかないと。今のままじゃどんどん空き家になってきたときには後はどのようにするつもりでいらっしゃるのか。だからもうあんまり好かんことは言いたくないけれども、やはり市民の全部の財産なんですよ。これを有効活用して、市営住宅で利益が出るとは思いません。なんだけれども、やはり人口を増やしていくために、人口1人増えれば、交付税が10万幾らあるということは皆様御存じでしょう、役所の人間ですから。そういうことで恩恵も十分あるんだということを、再検討していただきたいなというふうに思いますが、最後に。

○建築技監（侍園賢二君）

市営住宅の空き家をどうするかというのも、やはり委員がおっしゃるとおり、永遠の課題というか、ずっとこれからも人口減少社会においては必要になってくるのかなと思っています。霧島市におきましては、管理戸数が非常に多いと。先ほどありました宮下団地、四方田団地みたいな長屋とか、ほかのところもまだ長屋がいっぱいあつたりしますので、我々としては、個別改善工事を進めながら、そういう古い住宅を解体撤去していって、管理戸数を減らして、そういう土地を売却して、そういうのを改修に充てるという方法を今考えているところです。実際、空き家が増えていくと、その空き家をどうやって活用していくかというのを、目的外使用も含めて検討していく必要があるのかなと思っています。

○委員（植山太介君）

建築指導課にちょっと2点だけ確認をさせてください。成果の117ページ、建設確認審査検査事務事業についてであります。成果のところに、地域の生活環境を損ねることがないよう自治会との事前協議等の配慮を求めることができたと記載があるんですけども、令和6年度にあつた全ての建てられる方がそれに従っていただいたというか、問題なく、全てが対応がそれでできたという認識でいいのか、従ってもらえなかつた実例などがあったのか、そこちょっと確認させてもらえたと思うんですけども。

○建築指導課主幹（町田信彦君）

今、委員がおっしゃられた共同住宅の建築主等に、地域の生活環境を損ねることができないよう、

自治会との事前協議等の配慮を求めることがということだと思うんですけれども、こちらにつきましては、霧島市の民間共同住宅等の建設に関する条例というのがありますて、この中で一団の土地に建築される5戸以上を有する共同住宅等につきましては、事前に協議を図るようにということで、施行規則のほうでも定めておりまして、それに従いまして共同住宅の建築確認を出す前に、共同住宅の協議を、そのアパート・マンションを造るところから、高さの1.5倍程度の距離に該当する隣地のところについては、全て持ち主の方に、こういった住宅を造りますよというのを事前に協議をして、意見をもらって、市のほうに計画書を出していただくということをしておりまして、その中で、特に問題なしという形での意見書をもらっています。去年はちょっとなかったと思います。

○委員（植山太介君）

理解いたしました。あと、次のページでした。118ページ。空家等対策事業についてなんですけども、市民の方からの相談とか通報が62件あったと。市も指導をして、必要な情報提供など助言を行ったということで、成果としては20件が一部補修であったり除却の措置がとられましたと記載があるんですけど、あの42件というのは特段、何かあったのかなかったのかちょっとそこの確認させてください。

○建築指導課主幹（町田信彦君）

令和6年度につきましては、62件相談等ございまして、その中でこの成果の20件と書いてあるんですけども、こちらはすいません。これまで、相談があった内容のやつが令和6年度では改善されたのが20件ということでございまして、令和6年度に相談があった62件の中で、令和6年度中に解決したものは5件という形になります。当然62件のうち、助言指導を行った案件もあるんですけども、実際、相続人が非常に多くて、まだその文書を送る宛先がまだ確定していないところもあるという形ですので、62件全部が全部、令和6年度で支援、助言指導できたわけではないということです。

○委員（前田幸一君）

関連で、この空家等対策事業なのですが、申請があつて審査されて、該当しますよとなったときの解体補助金ですが、現在まだ30万円なんでしょうか、上限。

○建築指導課長（溝口幸三君）

解体費用については、30万円が補助金となっております。

○委員（前田幸一君）

私の近くの方も、この申請を出したときに、該当するんですけど、金額が低過ぎて、手出しのほうが10倍ぐらいは掛かるというような見積りだったものですから手を引かれたというあれがあるんですが、昨今のこの物価高の状況の中なので、ここへの見直しというのは検討されたことがあるのか、お聴かせください。

○建築指導課長（溝口幸三君）

実際3分の1の補助で30万円ということですので、工事費としては90万円になれば満額補助ということになるんですけど、今のところ、この30万円の金額の上限を上げるということは考えておりません。

○委員（前田幸一君）

できれば今後、そういうのもちょっと上限を少し上げていただけないと、本当に空き家が多くなりまして、野中の一軒家の空き家なら、そう迷惑にはならないのかなあとは思いますが、住宅密集地での空き家の場合は、やはりこの昨今のこの異常気象等で、うちの隣もいろいろトタンがはげたりいろいろして、所有者がもともと長崎の方なものですから、そちらのほうに支所のほうから連絡をとっていただいて、私のほうで若干の修理をしたりするんですが、これはもちろん、ボランティアですけど、何とか解体してもらいたいなというのを願ってるんですけど、今後こういう

事例が恐らく多くなるのかなというふうに予想しておりますので、先ほど答弁の中にありましたように、現在、固定資産税等を支払っている方、そこら辺との協議をされていって、なるべくこの事業が前に進むように、また検討方をお願いしておきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時43分」

「再開 午前11時44分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。笛田土木課長から発言の申請がありましたので、これを許可します。

○土木課長（笛田純一君）

宮内委員から質問がございました天降川の7年度要望箇所と、あと6年度の実績をお伝えいたします。天降川で隼人町東郷の掘削工、あと、国分野口で掘削工、あと、隼人町内で掘削工、あと横川町中ノで掘削工を要望しております。実績といたしましては、令和6年度実績で県から頂いている内容では、隼人町東郷が4,480m³、国分野口が1万5,960m³、隼人町内で1,240m³、横川町中ノで1,369m³、トータルの2万3,040m³の実績となっております。

○委員（宮内博君）

これは実績では2万3,040m³ということで報告があつて、その明細を今、紹介いただいたんだけど、市のほうから、市のほうから要請をしている、具体的に何立米というところまでの踏み込んだ要請ではなくて、どこどこをやってもらいたいというそういった要請の仕方なんですか。

○土木課長（笛田純一君）

今、委員おっしゃるように、場所をですね、この場所の浚渫を行ってくださいという要請で、何立米とってくださいというふうな要望はしておりませんで、その河川の箇所について、土砂の浚渫がまだこれでは不十分かなというか、行き届いていないというふうに判断した部分につきましては、継続して要望している状況です。

○委員（宮内博君）

今回の災害は32年前の平成5年災よりも随分水が上がったというのがもうあちこちで報告をされている。雨量がそれだけ多かったっていう面もあるんだろうけれども、まだまだたくさんの、寄州、中州が未着手のまま残されている状況です。今回の災害を受けて、さらにもう少し撤去量を増やすような、そういう取組を県のほうには強く要請をしていかなければ、いつまでたっても市民の不安というのは払拭できないということになりますので、そこをぜひとも次年度に生かしてほしいというふうに思いますけど、どんな議論がされてるでしょうか。

○土木課長（笛田純一君）

県のほうへ要望書を持っていったときに、こういったところで寄州を今年度はとてくださったんですけども、やはり河川の断面が浚渫で足りない部分については、河川の掘削が一番、災害というか、河川の水位上昇を防ぐのには一番いいので、その部分について、取りあえず浚渫が進んでない箇所について、浚渫をしてくださいというふうな要望をいつもしているところです。

○委員（宮内博君）

今回の雨で、もう一晩のうちに、例えば霧島側だけでも、ある地域では、六、七十cmで寄州が堆積しているところがあちこち見られるんですね。だから1回の豪雨で繰り返し繰り返しその堆積をするということがありますので、やはりそれを見逃すことなく、対策をとてもらいたいという

ことは強く県のほうにも要請してください。よろしくお願ひします。

○委員長（宮田竜二君）

よろしいですか。それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時49分」

「再開 午後 0時56分」

△ 議案第77号 令和6年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第78号 令和6年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第77号令和6年度霧島市水道事業会計決算認定について及び議案第78号令和6年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第77号、令和6年度霧島市水道事業会計決算認定について説明します。事業概況については、年次的に取り組んでいる国分台明寺配水区基幹管路の老朽化布設替・耐震化工事など、配水管等の新設及び布設替の工事を25件、延長4,513mの工事を実施しました。また、設備更新工事は、（仮称）宇都良配水池杭基礎工事（1工区・2工区）、川路原水源地ポンプ場整備工事等を実施しました。業務実績については、年度末給水人口は119,101人、年度末給水件数は62,450件で、給水人口は減少し、給水件数は増加しています。年間配水量は18,152,728m³であり、前年度と比較して1,619,845m³減少しました。なお、年間有収水量は14,856,451m³、有収率は81.84%で、前年度と比較し0.19ポイント増加しました。次に、経営成績については、税抜きの総収益が22億5,365万5,233円、総費用が16億9,575万1,755円、差引き5億5,790万3,478円の純利益となっています。以上が概要です。今後も企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいります。詳細については、後ほど上下水道総務課長が説明します。

次に、議案第78号、令和6年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和6年度に生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和6年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、当年度末未処分利益剰余金10億1,787万9,344円のうち1,400万円を減債積立金、5億4,393万9,600円を建設改良積立金として処分し、補填財源として使用した3億5,989万6,753円を資本金に組み入れ、残額1億4万2,991円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。次に、別紙「令和6年度霧島市水道事業会計継続費精算報告書」について説明します。この書類は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、「継続費」に係る事業が終了した場合に、作成し、報告することとされているものです。内容としましては、事業名 台明寺配水区 中央～清水地区 基幹管路布設工事が、令和3年度から令和6年度までの年割額の合計、17億3,334万5,000円に対して、支払義務発生額は同額の17億3,334万5,000円、年割額と支払義務発生額の差は0円です。財源は、全額が損益勘定留保資金等です。説明は以上です。よろしくご審査いただきますようお願いします。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

議案第77号、令和6年度霧島市水道事業会計決算認定について説明します。1～4ページは決算報告書です。1、2ページの収益的収入及び支出は、企業の経常的経営活動に伴う収入、支出です。

上表の収入、第1項 営業収益は水道料金による給水収益等、下表の支出、第1項 営業費用は安

全て良質な水を安定供給するために必要な人件費、動力費等の維持管理費、減価償却費等です。収入の第2項 営業外収益はこれまでに取得した資産の減価償却費に見合いの長期前受金戻入、一般会計からの負担金等、支出の第2項 営業外費用は企業債の利息等です。収入の第3項 特別利益は、過年度にさかのぼって請求した水道料金、過年度決算の前払消費税が不用となったことに伴う収益化分です。支出の第3項 特別損失は、過年度にさかのぼって還付した水道料金、実施見込みのなくなった建設仮勘定を減損損失により一括費用化したもの等です。決算額は、収入「第1款 水道事業収益」20億6,672万777円、内訳は「第1項 営業収益」19億4,262万8,766円、「第2項 営業外収益」1億2,387万6,142円、「第3項 特別利益」21万5,869円、「第2款 簡易水道事業収益」4億4,170万403円、内訳は「第1項 営業収益」3億3,331万6,779円、「第2項 営業外収益」1億838万3,624円です。次に、支出「第1款 水道事業費用」12億6,721万7,379円、内訳は「第1項 営業費用」12億6,050万6,314円、「第2項 営業外費用」480万5,933円、「第3項 特別損失」190万5,132円、「第2款 簡易水道事業費用」4億8,525万7,417円、内訳は「第1項 営業費用」4億7,288万8,063円、「第2項 営業外費用」1,025万3,174円、「第3項 特別損失」211万6,180円です。次に3、4ページの資本的収入及び支出は、管路や設備の新設や改修など、水道施設の整備に要する資金、費用です。決算額は、収入「第1款 水道事業資本的収入」9億8,773万円、内訳は「第1項 企業債」9億8,630万円、「第2項 工事負担金」143万円、「第2款 簡易水道事業資本的収入」3,498万3,000円、内訳は「第1項 企業債」3,240万円、「第2項 工事負担金」258万3,000円です。次に支出「第1款 水道事業資本的支出」19億464万791円、内訳は「第1項 建設改良費」18億6,697万7,172円、「第2項 企業債償還金」3,766万3,619円、「第2款 簡易水道事業資本的支出」4億338万8,370円、内訳は「第1項 建設改良費」3億544万3,298円、「第2項 企業債償還金」9,794万5,072円です。なお、下表欄外のとおり、資本的収入が支出に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填しました。次に5、6ページ損益計算書は、「1 営業収益」から「2 営業費用」を差し引いた営業利益が3億9,711万9,582円、これに「3 営業外収益」と「4 営業外費用」を加減した経常利益が5億6,171万438円、これに「5 特別利益」と「6 特別損失」を加減した当年度の純利益が5億5,790万3,478円です。「前年度繰越利益剰余金」に「その他の未処分利益剰余金変動額」及び「当年度純利益」を加えた、「当年度未処分利益剰余金」は、10億1,787万9,344円です。次に7、8ページ剰余金計算書は、上段が前年度末残高、中段が議会の議決による、前年度分の利益剰余金の処分後残額です。下段が当年度末残高であり、資本剰余金合計が1,637万8,499円、利益剰余金合計が中段の処分後残額に当年度純利益を加えた44億5,578万2,591円です。7ページの下表は、今回議案第78号で提案した剰余金処分計算書案です。次に9、10ページ貸借対照表で、左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ259億4,853万9,083円です。次に11、12ページ注記表は、会計処理の基準等を開示しています。以上が決算書で、続いて附属書類について説明します。13ページからは事業報告書です。総括事項は、先ほど部長が説明したので省略します。次に、経営指標に関する事項について説明します。経営の健全性を示す「経常収支比率」は、前年度比12.91ポイント減の133.20%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。「料金回収率」は、前年度比14.90ポイント減の123.39%であり、水道料金で回収すべき経費を水道料金で賄えています。なお、令和5年度決算において有収水量等の集計・調定期間の見直しを行ったことが影響し、本年度は「経常収支比率」及び「料金回収率」が減少しました。「有形固定資産減価償却率」は、前年度比1.24ポイント増の57.84%、「管路経年化率は前年度比2.72ポイント増の28.88%、管路更新率は前年度比0.05ポイント増の0.30%です。現状の投資水準では、既存施設の老朽化に追いつかないため、令和7年5月に改定した「霧島市新水道ビジョン 経営戦略」に基づき、計画的かつ効果的、効率的な

更新投資が必要です。14 ページは、議会議決、報告事項、15 ページは、職員に関する事項等です。次に 16~20 ページは建設改良工事の概要で、18 ページは、令和 5 年度からの繰越工事、19、20 ページ上表までは令和 7 年度への繰越工事、下表は継続費の概要です。次に 21 ページの業務量は、年度末時点の諸数値であり、「給水件数」は前年度比 428 件増の 6 万 2,450 件、「有収水量」は前年度比 128 万 6,947 m³ 減の 1,485 万 6,451 m³、「有収率」は前年度比 0.19 ポイント増の 81.84% でした。22 ページは、業務量の内訳です。23 ページは事業収入、事業費用、24~26 ページは契約金額が 300 万円以上のものをまとめた主要契約、27 ページ上表は企業債の借入高、償還高の状況をまとめた企業債の概況です。27 ページ下表はその他会計経理に関する重要事項であり、議会の議決を経なければ流用できない経費、28 ページは未収金の内訳とたな卸資産購入の状況、29 ページは貯蔵品出入庫状況、他会計補助金等の使途の状況です。30 ページはキャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は 38 億 534 万 7,432 円です。31~36 ページは収益費用明細書です。37、38 ページは有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産明細書で、39、40 ページはこれらの水道事業、簡易水道事業別の内訳です。41~44 ページは企業債明細書です。45 ページは消費税計算書で、令和 6 年度の消費税及び地方消費税額は下から 6 行目のとおり 4,973 万 5,318 円の還付です。令和 6 年度霧島市水道事業会計決算認定についての説明は以上です。なお、議案第 78 号、令和 6 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほど部長が行いましたので省略します。説明は以上です。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

まず 1 点確認をさせていただきたいんですけども、給排水実績についてであります。当年度末給水人口は 0.6% 減と、一方、年度末給水件数は 0.7% 増という、その件ともう一つ、年間配水量は 8.2% 減と、一方、1 日最大配水量は 4.5% 増ということですが、これどう見ればいいのかちょっと見解をお聴かせいただきたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

附属書は何ページですか。

○委員（植山太介君）

ごめんなさい。意見書のほう、意見書の最初のほうで霧島市水道事業会計の 3 ページに給排水実績表というのがついておりまして、そちらを見て質問させていただいたところでした。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

まず、給水件数と給水人口が、給水人口は減ってるんだけど、給水件数何で増えてるんだというところにお答えします。給水人口は御承知のとおり、市内の人口が減っているのでそれに比例してもちろん減っていっていると考えております。給水件数につきましては、これは世帯はそのまま、世帯単位で計算するものですから世帯が増減がなかったらそのまま翌年度へ繰越します。あわせて、新しい事業所などができる場合は、そこがプラス要因になってきますので、新しい家ができたり新しい事業所ができる分が増えたものだと考えているところです。それと年間配水量が対前年度 91.8% なんですかけども、これについては、私の口述書中でもちょっと触れましたように、令和 5 年度決算につきましては、13 か月分の決算をとっております。その分でここで大幅に年間配水量が減ったということになります。それと、1 日最大配水量につきましては、これは 1 日どれだけ水をお客さんのところにお配りしたかというところは、13 か月分の影響を受けなかつたものですから、この数字になっておるところです。

○委員（植山太介君）

理解いたしました。あともう 1 点でした。有収率の件でした。口述書では 0.19 ポイント増ということでしたけど、これは漏水防止策のおかげという認識でよろしいのでしょうか。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員がおっしゃるとおり、漏水の補修等を行った結果、有収率が上がったものと思われます。

○委員（宮内 博君）

資本的収入及び支出の3ページの関係でお尋ねをいたします。企業債の関係でありますけれど、予算額は26億3,370万円ということでありますけれど、決算額では9億8,773万円ということになっています。それで、計画容量減額16億円余りですね、ということで報告をされているわけですが、その経緯をちょっと説明をしてもらっていいですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

資本的収入等の部分の3ページ、第1項企業債、予算額26億3,370万円に対して決算額は9億8,630万円ということで16億4,740万円がマイナスということになっております。内訳を申します。令和5年度からの企業債の繰越し分が、3億7,340万円、令和6年度現年度分が6億1,290万円、令和7年度へ繰越した額が12億5,310万円と、工事した分の12億5,310万円は令和7年度へ送つてあるところでございます。ですので、この12億5,310万円を加減しますと、おおむね当初予算の額に近づいていくんではないかと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

これは年度の予定額が26億円余りで、結果的にそれが繰越しをしていく必要があつてということですね。それは当然当初からそのことは想定をして、予算は計上したという理解でいいんですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

当初予算においては、繰越しをするというところは想定はしておりませんでした。

○委員（宮内 博君）

それはどういう事情から繰越しをすると。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

すいません。企業会計につきましては予算も大事なんですけれども、決算を主に重視しているところでございます。ですので予算につきましては、ある程度柔軟性が持てるよう、地方公営企業法で位置づけられているところであります。私どもにつきましては、この決算の数値を重視しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

当年度にどれぐらい活用するかという、なかなか、方法でいくと推し量りにくいというようなことが出てくるのではないかというふうに思うんですけど、決算を重視するというのはそれは分かるわけですから、当初計画を組む段階で、恐らく長期計画を持ってるだろうというふうに思うんですけどね。そこんところは推計をして当然、計上するというのはルール的にあるのかなと思いますけど、その辺どうなんですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

先ほども申しましたように企業債につきましては、26億3,370万円。当初予算におきましては、当年度で活用ができるもんだろうと思いまして当初予算に計上してございました。その結果ここに決算書にありますようなことで9億8,630万円が決算額ということでありまして、先ほど申し上げましたように、12億5,310万円につきましては、翌年度へ繰り越すというような決算結果になったと認識しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

同じく簡易水道においても予算額では3億6,630万円ですか、それが、3億3,131万7,000円が減額をしているということになっておりますよね。それも同じようなことで、こういう予算の組み方をしてると。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今、委員おっしゃるようにこの決算額に対しまして不足額が生じている原因は、令和7年度に1億8,520万円繰越しをしているところが大きな原因だと認識しています。

○委員（宮内 博君）

あと企業債のいかに有効に活用するのかということがあるのかなということがあるのかなというふうに思いますけど、本水道事業の場合は、水道事業における企業債の発行、これは極めて抑制をされているというのがありますよね。41ページですけれど、ここに企業債の明細書というのが示されているんですけど、水道事業についてはこの表を見ますと、令和6年以降[同ページに訂正発言あり]の発行がないというですね、こういうことで、報告をされておりますけれど、その辺どういうふうに資金繰りを回しているのかですね、ということも含めて、御説明をください。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

水道事業の企業債につきましては上水道につきましては、企業債明細書にありますように、合併前の16年3月25日発行分から借りておりません。あわせて、次のページの簡易水道事業につきましては、19年の3月26日発行の企業債しか借りておりませんでした、現在まで。企業債を借りずには1市6町合併前の企業債を今まで令和5年度までこつこつこつ返済利息も含めてしてきたところなんですが、先日お示ししました新水道ビジョンにおきましては、経営戦略におきましては、今後、今年度も含めて約60億円を企業債を借りて様々な事業を展開していく予定であります。よって今後、企業債につきましては、おおむね類似団体と同等程度の企業債の割合になってくるのではないかというふうに予測しているところです。

○委員（宮内 博君）

ちょっとさっき私発言を訂正しますね。令和6年度に企業債の発行がないわけですよね。この表を見てみますとですね。そうですね、これが6年度ですね。ちょっと勘違いしておりました。それで、簡易水道の関係で見てみると、平成19年に発行して以降、それこそ10数年ぶりに発行するということにして、実はかなり借金が少なくて運営しているというのが、霧島市の水道事業の大きな特徴ではないのかなと。それ一つには先ほどの決算の中にありました約年間純利益5億6,000万円近く出しているというのも一つあるんでしょうけれど、それが今後、変わっていくということが、推計をされるということでの新しい水道ビジョンというのをですね、打ち出しているかというふうに思うんですけど、その辺ちょっと説明してもらっていいですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

現在の新水道ビジョンで、企業債を62億8,000万円を借りる予定で財政計画を立てておりますけれども、令和6年度から11年度までで62億8,000万お借りした場合は企業債の残高耐久数収益比率は275%となりまして、これは全国平均の266%を上回るものであります。類似団体の程度が大体この程度でありますので、ここまで額を借りておりますけれども、例えばあと、100億円に必要なあと40億円お借りした場合は、企業債残高対給水収益比率は433%となってしまいますので、とてもじゃないんですけど、経営持続可能な経営をしてるとは言えない状況になります。

○委員（阿多己清君）

現在、宇都良排水地関係の工事がなされているんですが、6年度では基礎工事が行われてます。この6年度のこの進捗といいましょうか、どの程度、6年度で終わってるのか、そこをちょっと教えていただけませんか。それとまず順調に6年度が終わったのかどうかも含めてお願いたします。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

宇都良の配水地の築造につきまして、現在配水地そのものの進捗率としましては、約70%、達成している。現在、その中には造成、基礎工事、それと配水地本体、それと場内の配管、これがございます。今終わりましたが、宇都良の配水地の敷地造成、それと基礎となる杭です。杭工事も6年度に完成いたしまして、今現在配水地本体の工事着手をしております。配水地そのものの基礎、そ

れと、貯水能力を持たせるステン構造物のパネル、これの溶接工事に入っております。これが令和8年の7月の完成を目指しております。今年度中に、場内の周り配管、これを発注する計画をしているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第77号及び議案第78号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時31分」

「再 開 午後 1時31分」

△ 議案第79号 令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

△ 議案第80号 令和6年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第79号令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第80号令和6年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第79号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、説明します。令和6年度末時点、14社25契約事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日321m³で、年間使用水量である有収水量は63,599m³であり、前年度と比較して4,607m³減少しました。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は、121,168m³で前年度と比較して7,987m³減少しました。有収水量の減少については、令和5年度決算において集計・調定期間の見直しを行ったことが影響しています。経営成績状況は、総収益2,707万6,526円、総費用2,414万2,247円で、差引き293万4,279円の純利益となっています。厳しい状況下ではありますが、今後も経費節減に努め、健全な企業経営を推進してまいります。詳細については、後ほど上下水道総務課長が説明します。次に、議案第80号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和6年度に生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、当年度末未処分利益剰余金941万9,887円のうち、941万9,000円を建設改良積立金として処分し、残額887円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。説明は以上です。よろしくご審査いただきますようお願いします。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

議案第79号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について説明します。1～4ページは、決算報告書です。1、2ページ収益の収入及び支出は、企業の経常的経営活動に伴う収入、支出です。収入の「第1款 工業用水道事業収益」の決算額は2,755万2,402円です。支出の「第1款 工業用水道事業費用」の決算額は2,461万8,123円です。3、4ページは資本的収入及び支出で、資本的収入は予算計上額、決算額ともにありません。支出の「第1款 資本的支出」の決算額は、0円です。次に5ページ損益計算書は、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失が1,858万528円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益が293万4,279円で、当年度純利益も同額で

す。「前年度繰越利益剰余金」に「当年度純利益」を加えた、「当年度未処分利益余剰金」は、941万9,887円です。次に6、7ページ剰余金計算書は、上段が前年度末残高、中段が議会の議決による、前年度分の利益剰余金の処分後残額です。下段が当年度末残高であり、資本剰余金合計が4,199万5,000円、利益剰余金合計が中段の処分後残額に当年度の純利益を加えた3,166万9,887円です。6ページの下表は、今回議案第80号で提案した剰余金処分計算書案です。次に8、9ページ貸借対照表で、左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ3億2,274万8,350円です。次に10ページの注記表は、会計処理の基準等を開示しています。以上が決算書で、続いて附属書類について説明します。11ページからは事業報告書です。総括事項は、先ほど部長が説明したので省略します。次に、経営指標に関する事項について説明します。経営の健全性を示す「経常収支比率」は、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、一般会計からの繰入も収益に含まれています。また、「有形固定資産減価償却率」は、前年度比3.25ポイント増の65.83%であり、管路・施設の更新に対応していく必要があります。次に12ページの業務量は、年度末現在の諸数値で、「年間配水量」は6万8,470立方メートル、「年間有収水量」が6万3,599立方メートルで、「有収率」は92.89%でした。13ページの事業収入に関する事項及び事業費用に関する事項は、収益的収支についての執行状況です。13、14ページはその他会計経理に関する重要事項で、未収金の内訳等です。15ページはキャッシュフロー計算書で、「資金期末残高」は、6,582万4,566円です。16ページは収益費用明細書、17、18ページ是有形固定資産明細書です。19ページは消費税計算書で、令和6年度の消費税及び地方消費税額は2割特例を適用し、下から6行目とのおり11万800円です。令和6年度霧島市工業用水度事業会計決算認定についての説明は以上です。なお、議案第80号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほど部長が行いましたので省略します。説明は以上です。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内博君）

附属書類の11ページの経営指標の推移の関係について、お尋ねをいたします。経常収支比率は令和6年度112.15%ということではありますけれども、口述の中では一般会計からの繰入金300万円ですね、これも含めて経常収支比率をはじき出しているという報告がありました。この300万円を差し引くとこの経常収支比率どういうふうになるのか。お示しを頂ければ。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

今数字を出しますのでしばしお時間頂けますでしょうか[36ページに発言あり]。

○委員（植山太介君）

すいません、先ほどと似たような件なんですが、ちょっと見方を教えてもらいたいなと思ったとこでした。意見書の先ほどの給水実績表で見ますと、令和5年度が23か所で令和6年度が25か所と2か所増していると。年間配水量に関しては3.8%減となっているというふうにお見受けをするんですけど、これも口述書でありました5年度決算においての集計・調定期間の見直しを行ったことが影響しているという認識でよろしいのでしょうか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

給水件数につきましては、単純に事業所数が増えたものであります。それと水量につきましては先ほど申し上げましたように、令和5年度決算の値が影響しているということになります。

○委員（下深迫孝二君）

令和6年度でこの工業用水、そんな長い距離ではないんだけれども、私どもの地域なもんですから、修繕と管の入替えだとか、そういうものにどの程度の費用を費やしているのか、まずお伺いします。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

工業用水道事業会計におきましては、令和6年度は修繕料は配水及び給水費が3,960円となっております。あと、原水及び浄水費のほうは49万7,200円となっております。

○委員（阿多己清君）

本市の料金が45円ということではありますけれども、全国平均とか九州地区内の平均とかいうのが分かってたら、どの年度なのかを含めて御紹介いただけませんか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今手元に全国平均とかの金額は持ち合わせておりませんが、県内で本市を含めて、工業用水道3事業をやっております。それで今委員がおっしゃるように、本市は1立法当たり45円ということで条例を制定しております。鹿児島県も工業用水道事業をしておりまして、ここも同じく45円、鹿児島市も工業用水道事業をしておりまして、ここは私どもより10円安い35円という料金体系になっているところでございます。それで本市につきまして、おおむね大体、県内で言えば、鹿児島市よりちょっと高めの料金設定をしているという認識ではあります。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

すいません、お時間頂きまして、先ほど宮内委員から頂きました質問の答弁になります。推移ということでございますので、一応、令和5年度と6年度の分をお伝えいたします。令和5年度が103.61%、令和6年度が99.4%になっております。

○委員（宮内博君）

それは理解しました。12ページの業務の関係で、いずれも令和5年度と比較をして減になっているわけです。その主な理由についてお示しをください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

こちらにつきましては本日、参考資料ということで、A4の横の紙を配付させていただいております。この1枚目の一番下の欄を見ていただけると助かります。一番前のページの一番下のところに理由を書いてあるんですけども、有収水量等の集計調定期間につきましては、令和4年度以前は3月から翌2月までの12か月としていましたが、令和6年度は4月から翌3月に改めることと、令和5年度中にいたしました。このことから、令和5年度は移行措置期間として、3月から翌3月までの13か月としたところであります。なので、13か月分で令和5年度は決算書には書いてありますので、ちょっと金額数量が全て多くなっておりますけれども、12か月にした場合は、年間配水量が6万5,769立米、年間有収水量が6万2,965立米、期間有収水量が11万9,660立米、有収率が95.74%となっておりまして、有収率以外につきましてはほぼ増量しているところでございます。

○委員（宮内博君）

説明があったかもしれませんけど、この令和5年度だけを13か月という扱いにした理由、再度説明を頂けませんか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

昨年度の決算からの引き続きの影響でございました。令和4年度までにおきまして、本市において水道料金下水道使用料を、例えば4月に検針をしたもの5月に調定する、5月の検針は6月、そのまま3月の検針を4月に調定するという、1か月ずれ方式をとっておりました。この令和4年度までの方式を令和5年度に改めようということになりました。令和5年度、令和6年度、この2年間どうしてかというと、4月の検針を4月に調定、5月の検針を5月に、そのまま3月の検針は3月に調定をして、それで決算を迎えるという方式に改めたところです。その結果として、令和5年度だけ、令和4年度から繰り越された3月検針、4月調定が入り込み、そのまま4月から3月までの12か月分の調定が入って、令和5年度の決算だけ13か月分になったという事情でございます。この事情は、令和6年度の比較でもって終了するので、来年からは全部4月から3月までの同

じ 12 か月で比較した決算書がお出しできると考えております。

○委員（下深迫孝二君）

工業用水、普通の水道に今度は切替えていくと。令和 10 年度を目指してということでしたけど、これは間違いないなくそのような準備ができているでしょうか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今、委員がおっしゃるように、令和 10 年度をめどに上水道に移行していく計画でございます。令和 10 年度です。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

先ほどの阿多委員の質問で、川畠課長が答弁いたしましたけれども、それについて補足をいたします。令和 4 年 4 月 1 日での九州経済産業局管内の各工業事業体の料金体系についてお答えいたします。九州管内で 46 の料金体系がありまして、一番安いところが、福岡県北九州市の 4 円、一番高いところが、大分県国立市の 67 円、本市霧島市の 45 円は 24 位に位置しております。

○委員（阿多己清君）

前、23 円前後の平均だったと、何か記憶をしているんですけども、その平均の料金というの、資料はないですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今、阿多委員がおっしゃるように、九州沖縄管内では 23.33 円という数字が出ております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 79 号及び議案第 80 号についての質疑をおわります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 時 5 分」

「再 開 午後 1 時 5 分」

△ 議案第81号 令和 6 年度霧島市下水道事業会計決算認定について

△ 議案第82号 令和 6 年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 81 号令和 6 年度霧島市下水道事業会計決算認定について及び議案第 82 号令和 6 年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第 81 号、令和 6 年度霧島市下水道事業会計決算認定について説明します。事業概況については、国分隼人地区汚水管渠工事、国分地区マンホールポンプ設備設置工事等を実施し、面積 5.43ha、延長 1,414.9m の整備を行いました。これにより、事業計画区域内の整備率は 92.5% となり、供用開始区域人口は前年度と比較して 311 人増加しました。業務量については、年度末水洗化人口は 37,231 人で、前年度と比較して 266 人増加、水洗化率は 86.5% で、前年度と同比率となりました。年間処理水量は 4,699,370 m³ で、前年度に比べて 1,177,348 m³ の減少、年間有収水量は 4,547,813 m³ で、前年度に比べて 315,562 m³ 減少しました。有収水量の減少については、令和 5 年度決算において集計・調定期間の見直しを行ったことが影響しています。次に、経営成績については、総収益 13 億 2,103 万 8,539 円、総費用 10 億 7,193 万 5,791 円、差引き 2 億 4,910 万 2,748 円の純利益となっています。

雨水事業については、日当山地区（姫城2号）排水機場整備事業等を実施しました。以上が概要です。今後も公共の福祉の増進を図るため、経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道施設の維持管理及び必要な整備・更新を行ってまいります。詳細については、後ほど上下水道総務課長が説明します。次に、議案第82号、令和6年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和6年度に生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和6年度霧島市下水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、当年度末未処分利益剰余金3億4,917万6,287円のうち、1億1,060万円を建設改良積立金として処分し、補填財源として使用した1億3,850万2,365円を資本金に組み入れ、残額1億7万3,922円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。説明は以上です。よろしくご審査いただきますようお願いします。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

議案第81号、令和6年度霧島市下水道事業会計決算認定について説明します。1～4ページは決算報告書です。1、2ページ収益的収入及び支出は、企業の経常的経営活動に伴う収入、支出です。上表の収入、第1項 営業収益は下水道使用料及び雨水処理負担金等、下表の支出、第1項 営業費用は汚水処理及び雨水処理に必要な人件費、動力費等の維持管理費、減価償却費等です。収入の第2項 営業外収益はこれまでに取得した資産の減価償却費に見合いの長期前受金戻入、一般会計からの補助金等、支出の第2項 営業外費用は企業債の利息等です。収入の第3項 特別利益は、さかのぼって請求した過年度の下水道使用料等、支出の第3項 特別損失は、未収収益の一部を費用化したものです。決算額は、収入「第1款 下水道事業収益」13億9,661万713円、内訳は「第1項 営業収益」6億8,643万81円、「第2項 営業外収益」7億609万2,295円、「第3項 特別利益」408万8,337円です。次に、支出「第1款 下水道事業費用」11億95万9,005円、内訳は「第1項 営業費用」10億3,974万7,048円、「第2項 営業外費用」6,116万8,230円、「第3項 特別損失」4万3,727円です。次に3、4ページ資本的収入及び支出は、終末処理施設の改修、管渠の敷設など、下水道施設の整備及び雨水事業に要する資金、費用です。決算額は、収入「第1款 資本的収入」11億5,198万1,476円、内訳は「第1項 企業債」5億5,630万円、「第2項 他会計負担金」4,363万272円、「第3項 国庫補助金」4億8,039万9,000円、「第4項 負担金等」2,137万50円、「第5項 他会計補助金」5,028万2,154円です。次に支出「第1款 資本的支出」17億1,659万1,001円、内訳は「第1項 建設改良費」12億3,589万9,624円と「第2項 企業債償還金」4億8,069万1,377円です。なお、下表欄外のとおり、資本的収入が支出に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補填しました。次に5ページ損益計算書は、「1 営業収益」から「2 営業費用」を差し引いた営業損失が3億8,227万5,598円、これに「3 営業外収益」と「4 営業外費用」を加減した経常利益が2億4,538万388円、これに「5 特別利益」と「6 特別損失」を加減した当年度の純利益が2億4,910万2,748円です。「前年度繰越利益剰余金」に「その他の未処分利益剰余金変動額」及び「当年度純利益」を加えた、「当年度未処分利益剰余金」は、3億4,917万6,287円です。次に6、7ページ剰余金計算書は、上段が前年度末残高、中段が議会の議決による、前年度分の利益剰余金の処分後残額です。下段が当年度末残高であり、資本剰余金合計が5億7,503万3,970円、利益剰余金合計が中段の処分後残額に当年度純利益を加えた4億3,177万6,287円です。6ページの下表は、今回議案第82号で提案した剰余金処分計算書 案 です。次に8、9ページ貸借対照表で、左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ193億3,799万2,187円です。次に10、11ページ注記表は、会計処理の基準等のほか、国分隼人処理区の「公共下水道事業」と高千穂処理区の「特定環境保全公共下水道事業」のセグメントごとに、営業収益等の諸数値を開示しています。以上が決算書で、続いて附属書類について説明します。12ページからは事業報告書です。総括事項は、先ほど部長が説明したので省略します。次に、経営指

標に関する事項について説明します。経営の健全性を示す「経常収支比率」は、営業費用、営業外費用の減少等により前年度比 2.73 ポイント増の 122.89% であり、健全経営の水準とされる 100% を上回っています。「経費回収率」は、前年度比 0.82 ポイント減の 84.76% であり、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていません。13 ページは、議会議決、報告事項、職員に関する事項等です。次に 14~16 ページは建設改良工事の概要で、16 ページ上表は、令和 5 年度からの繰越工事、下表は令和 7 年度への繰越工事の概要です。次に 17 ページの業務量は、年度末時点の諸数値で、「全体計画面積に対する面整備率」は 68.0%、「事業計画面積に対する面整備率」は前年度比 0.5 ポイント増の 92.5%、「水洗化率」は前年度と同比率となりました。18 ページは、業務量の内訳です。19 ページは事業収入、事業費用のほか、契約金額が 300 万円以上のものをまとめた主要契約、20 ページは企業債の借入高、償還高の状況をまとめた企業債の概況及び一時借入金の概況です。21 ページはその他会計経理に関する重要事項であり、議会の議決を経なければ流用できない経費や未収金の内訳、22 ページは他会計補助金の使途の状況です。23 ページはキャッシュ・フロー計算書で、「資金期末残高」は 8 億 789 万 1,962 円です。24~27 ページは収益費用明細書です。28、29 ページは有形固定資産明細書で、30、31 ページはこれらの公共、特環別の内訳です。32~39 ページは企業債明細書です。40 ページは消費税計算書で、令和 6 年度の消費税及び地方消費税額は下から 6 行目のとおり 1,697 万 4,300 円の還付です。令和 6 年度霧島市下水道事業会計決算認定についての説明は以上です。なお、議案第 82 号、令和 6 年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほど部長が行いましたので省略します。説明は以上です。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほどの水道事業のところでも質問させていただきましたけれど、3 ページ、4 ページの資本的収入及び支出の関係でありますけれど、予算現額に比べて決算額の増減が示されております。資本的収入で見てみると、20 億 9,125 万 6,524 円の減額ということで報告がされているんですけど、これも先ほどの水道事業と同じような形で処理をされているということで理解してよろしいですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

20 億円程度のうち、約 17 億円程度は繰越しをしております。

○委員（宮内 博君）

これ、単年度で補正で調整するということではなくて、それをそのまま、一般会計なのでそういう形ですけれども、企業会計の場合、仕組みが違うみたいな先ほど説明があったんですけども、それは会計処理上そういう処理はできないと。いわゆる私どもは提案されてるわけで、実際にこんなに多額の残高を残して単年度の収支ができるんだろうかというようなことで見てしまうものですから、その辺のことをちょっと理解できるように、再度御説明を頂ければと。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

先ほどの水道事業のときにも申し述べましたように、我々この公営企業というところは、ある程度予算も重視するんですけども、なおかつ最重要視しないといけないところは、この決算額になるかと思います。それで今も 17 億の繰越し額が発生しているということでございます。雨水事業等につきましては、1 件 1 件の工事の単価も高うございますので、おのずとこういった繰越しも発生するものだと認識しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

十分理解はちょっとできないんですけども、それはさておきまして、また議論をしたいと思いますけど、お尋ねしたいのは雨水管理総合計画の中で進められている事業費の関係です。これ 4 ペー

ジで見ますと、建設改良費の中に組み込まれているのかなというふうに見てとることができるんですけど、その説明をどういう形で見つけ出したらいいんだろうかなというので見ましても、非常に分かりにくいですよね。当初予算で見てみると、例えば令和6年度の予算説明書の中には、姫城2号排水機場の整備費に11億3,476万2,000円と、それから、日当山地区調整池の整備工事に3億1,181万円と。さらに、姫城地区排水路整備事業に、8,950万円という具体的な数字が示されているんですけど、この今申し上げました雨水管理総合計画の中で示されているこの三つの事業ですね。いかほどになっているのかというのを、御説明を頂けませんか。資料も出していただいているというふうに思いますけれど、その辺も含めて、説明をお願いします。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

本日提出している決算書の書式につきましては、先ほどからも少し触れておりますように、公営企業法に沿った書式によりまして決算報告させていただいております。その中で、今、委員がおっしゃるように、資本的支出につきましては、この三、四ページの部分で理解していただきたいといけないというようなところもありますけれども、そのような御指摘もあろうかと思いまして、本日お配りしています日当山地区排水機場整備と日当山地区調整池整備事業についての補足の資料を添付させていただいたところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ちょっと休憩します。

「休憩 午後 2時15分」

「再開 午後 2時15分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

まず日当山地区排水機場における姫城2号排水機場の令和6年度の状況ですけれども、土木建築工事が進捗率71.3%、ポンプ設備工事は35%、電気設備工事が61%、水処理設備工事につきましては準備工となっています。令和6年度に実施した事業費は5億3,957万8,000円です。日当山地区調整池整備につきましては、土木工事が43.9%、電気工につきましては未契約です。事業費は3,391万円です。

○上下水道部下水道工務課主幹（西 和樹君）

姫城地区排水路整備の令和6年度に実施した事業費は3億2,809万8,200円です。進捗率は先ほど申したとおり20%です。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時19分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○委員（宮内 博君）

それで実際、計画どおりこの三つの事業が進むと、完成年度はどういうふうになりますか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

先般の大雨で日当山地区調整池とか姫城2号排水機場につきましては、浸水被害を受けて、1か月ほど清掃作業にかかりしておりますけれども、今の時点での供用開始の時期ですが、日当山地区

調整池につきましては、令和7年度末、姫城2号排水機場につきましては、令和8年度末、姫城地区排水路整備につきましては、令和9年度末の供用開始を目指して今、事業進めています。

○委員（宮内 博君）

日当山調整池、来年の3月31日までに終えるという計画ですかね。確認です。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

今、その予定で工事を進めているところです。

○委員（宮内 博君）

それは現在着手している部分の調整池じゃないですか。もう一つ、上流側に調整池の整備計画はありますよね。それも含めて。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

調整池につきましては、第1調整池で4,100tの整備を行っているところです。第2調整池が3,000tの予定がありますけれども、今進めているのは、先ほど申しました、今年度末の供用開始は、第1調整池の4,100tの分です。3,000tにつきましては、まだ実施時期については未定です。

○委員（宮内 博君）

実施時期が未定だということですけど、それはいわゆる第1調整池の能力を見た上で、つくるかどうかという事に着手するかどうかということなんですかね。それとも、そういう計画はあるんだけれども、いつから作業に入るかというのは決まってないと。こういうことなんでしょうか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

今の第1調整池につきましては、整備を進めていますけれども、当面対策で進めていますけれども、当初は5,300tの池をつくる予定でしたけれども、いろいろ工事車両の関係で4,100tの今、調整池をつくっているところです。そのあとその整備状況を見て、そのとの対策に反映させていきたいと考えています。

○委員（宮内 博君）

当初5,000t以上のやつをつくる計画を1,000tぐらい縮小してるわけですよね。それで、この前の8日の災害ではもう既に水没をして、周辺も50cm以上、民間のところにも、道路から水が上がるという、そんな状況で、とても今の調整池では不足するというのはもう目に見えているのではないのかなあと思うんですけれど。東郷地域全体で見ても、32年前よりも水が上がったというふうに、どこも言っているわけですよね。であれば、まだ調整中だということではなくて、早期にやはり第2調整池についても、事業計画を前倒しにするぐらいの取組が必要ではないのかなというふうに思うんですけど。その辺、まだ被災直後ですので、どれぐらいの議論が進められてるかというのはあると思いますけど、その辺、どうなんですかね、部長。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

今、お話をあったとおり、8月の大雨によってかなり浸水したという状況が見受けられます。なので、先ほど課長が第2調整池の着手時期についてはまだ決まってないという話でしたけれども、雨水管理総合計画の中で計画されているほかの箇所等含めて優先順位を考えてまいりたいと思います。場合によっては第2調整池に着手するということもあるかと思います。

○委員（宮内 博君）

優先順位を考えていくということですけど、いわゆる日当山排水機場ですね。そこは、1m50ぐらい路面から上がってるわけですね。そして2号排水機場の姫城2号排水機場のところは、現地調査をしました。1m90cm上がっているということです。そしてその東郷排水機場についても、1m以上上がっているんですよね。だから、どこも、93年の災害よりも水が上がっているという、それぐらいの状況になっているわけです。93年の災害のときは、ポンプは1件もなかったんですよ。それ以降、7基ポンプ場が整備をされているんですけど、なかつたときよりも水は上がっていると

ということですね。ポンプは一部停止してる部分もありましたけど、回ってるわけです。その状況でそういう水位が上がっているというのが報告をされているので、優先順位を見るまでもなく、どこを最優先して取り組んでいかなければならない、そういう現状が、目の当たりにできたのではないかなというふうに思うんですけどね。そういう観点から、見直しを進めていく必要があるというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

ちょっと先ほど、的外れなことを言ってしまったようで。今回の被害を受けて、今、委員からありましたように、対策を急ぐ必要があるのかなというところも感じておりますので、そちらを優先する形、あと国分もありますので、そことの兼ね合いなどを勘案しながら、できるだけ早く着手できるように検討してまいりたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休 憩 午後 2時27分」

「再 開 午後 2時31分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○上下水道部下水道工務課主幹（西 和樹君）

一応、その第2調整池についてなんですけれども、今実施している第1調整池と、また今、姫城2号排水機場の増強工事をしますので、またその効果を見てから第2調整池のほうの検討に入っていますけども、今回の雨をちょっと勘案して、また早くできるかどうかとかちょっと検討してまいりたいと思います。

○委員（植山太介君）

1点だけちょっと確認をさせてください。意見書からです。意見書の45ページ、結びの最後のほうになるんですけども、使用料単価に対する汚水処理原価が合っていないということで、1m³当たりの汚水処理損失は下水道事業で13円68銭、特定環境保全公共下水道事業で158円50銭となっていることから対策を講じられたいという文言が記載をされております。その下段には収支改善を目的とした下水道使用料の改定があったということも書かれておるんですが、この意見書を踏まえて見解を少しお聴かせいただけたらと思います。

○上下水道総務課主幹（藏原寛久君）

令和5年の4月1日から現在の125円に引上げをしたところでございますけれども、その当時に経営戦略のほうで、議会のほうには150円までの引上げを令和9年度に行う予定があるということで説明を申し上げております。令和8年度に、これからまた経営戦略を再度見直して上げる必要があるのかというところからきちんと判断して、上げる場合は令和9年度から上げさせていただきたいと考えておりますので、来年度予算でまたそのような形をお示ししたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

下水道のほうにちょっとお尋ねしますけれども、令和6年度で、下水道区域、今決まってるわけですよね、国分隼人の場合で言いますと。その中で、今、全体的にどの程度が埋まってきたのか、まだかなりの余裕があるのか、といいますのはね、浄化槽の補助金を出してきた下でもやってるところあるわけですよね。ですからそこら辺をどのように、受け取ったらいいんでしょうか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

汚水事業ですけれども、国分隼人処理区につきましては、全体計画面積は1,382haです。令和6年度末の整備済み面積が909.4ha、未整備面積が472.6haとなっております。全体計画では、整備

完了目標を令和 22 年度と定めて取り組んでいるところです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに御意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 81 号及び第 82 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2 時 35 分」

「再開 午後 2 時 56 分」

△ 議案処理

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第71号 令和 6 年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第 71 号、令和 6 年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（阿多己清君）

まず、霧島中学校の弓道場整備に関してなんですかでも、駐車場整備費を PTA の関係予算で負担をしていたことについて、少し疑問を持ちました。社会体育施設を兼ねたような学校の弓道場であるんですけれども、そういうところでもあるのに、やはり市が責任を持って整備すべきではなかったかなという思いをいたしました。PTA 予算、学友林とかそういう報告を受けましたけれども、やはりそういう PTA の予算というのは、本当に子どもたちのために、また学校のために活用すべきではないのかなという思いを持ちました。それともう 1 点です。農業委員会の審査において、若干、事務局の職員が答弁をできずに休憩を、そういう場面もありました。やはり、なんか委員会に対する何か議会に対する思いというのを何か少し欠けていたような気がいたしました。以上 2 点だけです。

○委員（宮内 博君）

私は教育委員会の予算の執行の関係について、ここでも直接申し上げたんですけど、余りにもこの流用が多いというのが、教育委員会の提出した決算の大きな特徴の一つだったなというふうに思います。これは結果的に私たち議会に対して提案をされる機会を逃してしまうというですね、意図的に逃すというようなことになってあってはならないわけですけど、結果的にそういうことにながっているんですね。できるだけその流用は合法的であったとしても最小限にとどめるべきだと。それがなければ、議会の議決機関としての機能が損なわれるということにつながりかねないというふうに思いますので、ぜひ今後、改善をしていただければというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに御意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。それではまず、議案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は議案第 71 号、令和 6 年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論を行います。反対のまず第 1 の理由は、地方交付税収入 8 億 8,708 万 9,000 円を歳入せずに会計処理がされているということについてです。これは、会計年度内における一切の収入支出は、全てこれを年度内の歳入歳出予算に編入しなければならないという、地方自治法第 210 条の総計予算主義に反する会計処理だということは繰り返し指摘をしてきているところですけれど、2024 年度の決算についても事務処理が行われていないということが第 1 点です。第 2 点には、マイナンバーカード発行事業についてあります。マイナンバーカード交付率は 90.64%との報告がありました。このマイナンバーカードの事実上の義務化は、国の政策を受けてのものでありますけれど、これはマイナンバーの情報連携を拡大をして、国民のあらゆるデータを集積することに最大の狙いがあります。国民の税金や社会保障情報を一元的に管理する政策の一環であり認めることができないであります。第 3 は敷根清掃センターへの直接搬入のごみ手数料が従来 30 kgまで無料だった料金が 2024 年 4 月から 10 kgから 100 円ということでチーム負担が強化されたということについてであります。第 4 は公共施設管理計画のもとで進められ、2024 年度末に閉鎖をされました隼人温水プールについてであります。年間 1 万人以上は健康管理やスポーツに親しむ施設として、利用してきた施設が老朽化を理由に閉鎖をされています。霧島市が示すスポーツ振興計画には、利用者の安全性や利便性を考慮した計画的改修が明記されておりますが、隼人温水プールについてはその方向性ではなく、廃止のみで進められていることを指摘をしなければなりません。第 5 に準要保護児童生徒に対する就学援助のこの間の制度後退についてであります。2022 年度に霧島市の制度改定を受けて、認定者数が大きく後退していることが議論の中で明らかになっています。2022 年度からの 3 年間の比較で、小学生の学用品費認定者数は 295 人、中学生で 20 人、入学準備金では小学生 37 人、中学生 87 人の計 439 人もの減が報告されています。義務教育は無償のもとに進めている就学援助制度の大きな後退であるということを指摘をするものです。第 6 は部落解放同盟隼人支部に対する補助金 97 万円についてであります。両地域を対象とした、地域改善特別措置法は既に 2002 年に失効しております。この事業を継続させることは、社会的に解決して部落問題を掘り起こし、固定化されることにつながります。住民との間に新たな垣根や逆差別を生み、同和問題の解決に逆行するものであるということを指摘をして本決算の討論とします。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第 71 号について賛成の立場で討論します。令和 6 年度の主な事業は、国分北小学校や中学校など、学校施設の改良工事ほか現地調査を行いました新クリーンセンター建設事業、また、総合保健センターの工事建設に向けての準備業務、その他もろもろ大きな予算で執行がされているところでございます。私が賛成する理由は令和 6 年度の実質収支が、30 億 9,763 万円余りの黒字となっていること。経常収支比率は前年度より 0.7 ポイント改善をして、87.2%となっていること。市債残高については、令和 6 年度末で前年度比 3 億 9,071 万円余りの減として、毎年度確実に減らしていること。また、基金の合計額については、前年度から減少をしておりますけれども、257 億 968 万円余りとしております。財政調整に活用可能な 3 基金の残高が経営健全化計画より上回っていることで一部に異論がありますが、普通交付税等の減少が想定している中で、類団に比べ、自主財源比率、財政力指数も低く、財政基盤が弱い本市でもあり、今後の歳入財源のことを考えれば、これらの基金は理解できるところであります。このほか、実質公債費比率はさらに改善をして 5.3% となっています。ほかの健全化判断比率においても、全ての国の健全化基準を下回っており、全体的に見ましても健全な財政運営であったと考えます。したがって、本決算については、認定すべきものと判断します。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに討論ありませんか。ないようですので、これで討論を終わります。採決します。議案第 71 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立 8 人で起立多数と認めます。したがって、議案第 71 号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第 72 号 令和 6 年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第 72 号、令和 6 年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。それではまず、議案に反対者の発言を許可します。次に、議案に賛成の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は日本共産党霧島市議団を代表して、2024 年度国民健康保険会計決算に賛成の立場から討論に参加をします。この間、霧島市の国民健康保険税は 2018 年度、2019 年度と 2 年連続で引上げられ、市民からは高い国保税引下げの陳情書も繰り返し提出をされ、市長との直接交渉も行われてきた経緯があります。鹿児島県は 2024 年度に各市自治体が国保税率を決定の参考にするための標準保険料率について、霧島市の 2024 年度の国保税は前年度との比較で 4.9% 増の税率を示しましたが、執行部は霧島市の国保基金から、1 億 2,775 万 2,000 円を繰入れて予算を計上をした経緯があります。この結果、霧島市の国保税は前年度据置きの税率で行われているのであります。物価高騰の中で高い国保税は市民の大きな負担であり、この税率が据え置かれたことは市民の期待にこたえる対応であり賛成するものであります。

○委員長（宮田竜二君）

ほか討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第 72 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 9 名で議案第 72 号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第 73 号 令和 6 年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第 73 号、令和 6 年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。それではまず、議案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は議案第 73 号、令和 6 年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について日本共産党市議団を代表して討論を行います。後期高齢者医療制度は病気にかかりやすい、75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込む制度であります。委員会の審査でも所得が少なく、法律による

減免制度適用されている方は、霧島市の75歳以上の高齢者、1万8,337人の82.68%、1万5,160人に上ることも明らかになっております。保険料率は2年に1回の見直しが行われ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合では2024年度の保険料について、均等割を2023年度の度との比較で3,000円高い5万9,900円、所得割率は0.84%高い11.72%とし課税限度額も14万円引上げて、66万円から80万円に大幅に引上げたのであります。この10月からは医療費の窓口2割負担も導入をされ物価高騰の中で高齢者の家計を直撃します。今回の後期高齢者保険料の大幅な引上げは、子どもの出産一時金拡充の財源を75歳以上の高齢者に負担させるとして、後期高齢者保険料の7%を上乗せして負担を求めていることになります。子育て世代を支援するなど社会保障政策は、自己負担の増額や高齢者への新たな負担に財源を求めず、国の責任でその財源を賄うべきであります。物価高騰で苦しむ年金暮らしの高齢者に、年前年度比17.1%も高い保険料負担を求めるることは容認できません。高齢者が安心して老後を送ることができる制度こそ求められていることを指摘をして、本案に対する反対討論といたします。

○委員（徳田修和君）

私は議案第73号、令和6年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論します。この制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障害があり加入認定を受けた方を被保険者として、医療費を社会全体で支え合うものであります。全体的な制度の仕組みとして、被用者の保険制度からの支援金として4割、国からの公費負担としての5割の計9割が賄われ、残りの1割が加入者の保険料となります。保険料も世帯所得の状況により、7割、5割、2割の軽減措置が設けられています。さらに7割の対象者には国費を投入して8.5割軽減にするなど、特に低所得者に対しかなり優遇されると認識をしているところです。一方、被保険者の長寿健診やドック受診助成など、生活習慣病の早期発見に関わる取組などもしっかりと行われております。令和6年度の決算額は実質収支で見ても、835万6,273円の黒字となっており健全に適正な運営がなされていると考えます。したがって、議案第73号について認定すべきと申し上げ私の賛成討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので討論を終わります。採決します。議案第73号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立8人で起立多数と認めます。したがって、議案第73号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第74号 令和6年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第74号、令和6年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。それでは、まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は2024年度介護保険特別会計決算に反対の立場から日本共産党市議団を代表して討論に参加をいたします。霧島市が2024年度から3年間の事業として実施しております、第9期介護保険事業

は国の政策を受け、所得段階別区分を9段階から13段階に改定しております。この間、霧島市の介護保険はコロナウイルス感染症の拡大による受診控えなども一因として、多額の介護給付費準備基金が積立てられてきましたが、本決算における介護給付費準備基金は13億9,105万7,005円、実質収支を3億6,807万7,000円と報告をしております。今回の決算を受けて、この基金は2026年5月の出納閉鎖時には16億1,000万円に上るとの試算が示されております。第9期介護保険事業における介護保険料の必要額を試算する、すこやかささえあいプラン2024では、2024年度の保険給付費を105億8,245万9,000円と試算して保険料を決定し、これが予算に計上されています。しかし、決算の結果は、3億908万1,421円の不用額として報告され、多額の基金を積み立てる要因ともなっております。霧島市の65歳以上の高齢者が納める介護保険料は、本決算において21億8,399万1,502円の調定額であり、来年5月の出納閉鎖時の基金残高見込みは約74%に相当します。私たち市議団が行いました市民アンケートでも、高い介護保険料の引下げは市民の声として寄せられている中にあります。多額の基金は介護従事者や事業者、利用者、被保険者の負担を軽減するために活用すべきであることを求めて、本決算に対する討論といたします。

○副委員長（久保史睦君）

私は公明党霧島市議団を代表し、議案第74号、令和6年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場を明確にし、討論をいたします。本議案に賛成する理由として、1点目に、第1号被保険者の保険料について、13段階における所得段階別に応じた保険料としているほか、保険料を減免するなどし、低所得者の負担軽減を引き続き行っている点、そして2点目に、保険料の徴収などにも努力しており、それらの結果、収入済額から支出済額を差し引いた形式収支は3億6,807万6,000円余りの黒字となっていること、さらには、令和7年5月末現在の介護給付費準備基金の積立て残額は15億7,641万2,000円余りとなっていることがあります。これらは今後の介護保険制度を持続可能かつ安定的に運営していくために必要な財源であり、また、保険料の増加ができるだけ抑制する経費に充てていくことも必要と考えます。また、介護予防日常生活支援総合事業の実施、地域における包括的支援事業などの実施により、市民みんなで高齢者の生活を守る取組がなされております。以上のようなことから、議案第74号の決算認定については、認定すべきと申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第74号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立8人で、起立多数と認めます。したがって、議案第74号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第75号 令和6年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第75号、令和6年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第75号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第76号 令和6年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第76号、令和6年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第76号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第77号 令和6年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第77号、令和6年度霧島市水道事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第77号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第78号 令和6年度霧島市水道事業会計剩余金の処分について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第78号、令和6年度霧島市水道事業会計余剰金の処分についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第78号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第79号 令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第79号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。それではまず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第79号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、霧島市議団を代表して、日本共産党霧島市議団を代表して、反対の立場から討論に参加をいたします。2024年度の工業用水道は一般会計からの補助金300万円、長期前受金戻入1,842万3,000円によって賄い、単年度純利益を2,293万4,279円と報告をしております。工業用水道における使用料は、1m³当たり45円という低料金で賄われております。それは、市民が一般家庭で月30m³使用したときに払う料金は13mmの場合、工業用水道の2.8倍、20mmでは3.1倍の料金であります。令和10年には見直しが行われることも明らかになっておりますけれど、市民には高く、事業者が利用する水道は安いという、この見直しを求めてきた、これまでの経過からいたしましたとしても、本決算には反対であることを申し上げて討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案に賛成者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は議案第79号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について賛成の立場で討論いたします。本市の工業用水道事業は、上野原テクノパーク内の立地企業等に対し安定かつ低廉な水を供給しております。経営状況については、総収益から総費を差し引いた金額は293万円余りの純利益とはなっておりませんけれども、一般会計からの300万円の繰入れを考えますと依然として厳しい経営状況にあると認識しております。また、令和5年度においては、工業用水道事業の在り方が協議され、その結果、近年中にも上水道への統合する方針が示されているところであります。設備も老朽化しており、今後、年次的に更新をしていく必要がありますし、統合することを大いに期待するところであります。また、水道料金につきましても、九州沖縄地区内の平均が示されておりました。九州沖縄地区の平均としましては、23.33円ということで本市は45円、まだ倍近くの位置にあります。また、県内でおきましても鹿児島県が45円、鹿児島市が35円と、県内においては平均的な金額となっているようでございます。工業団地に企業を誘致するためにも、各自治体できるだけ安く工業用水の価格設定をしているものと考えております。以上のことから、本決算については、必要かつ適正な企業運営であり認定すべきと申し上げ、私の賛成討論といたします。

○委員長（宮田竜二君）

ほか討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第79号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立8人で、起立多数と認めます。したがって、議案第79号は認定すべきものと決定しました。

△ 議案第80号 令和6年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第80号、令和6年度霧島市工業用水道事業会計余剰金の処分についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようすでしての委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。採決します。議案第80号について、原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立8人で、起立多数と認めます。したがって、議案第80号は原案どおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第81号 令和6年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第81号、令和6年度霧島市下水道事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようすでしての委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第81号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第81号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

△ 議案第82号 令和6年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第82号、令和6年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようすでしての委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第82号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第83号 令和6年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第83号、令和6年度霧島市病院事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。御意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第83号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で認定すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（宮田竜二君）

議案13件について、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[「一任」と言う声あり]

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

以上で全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。

「閉会 午後 3時32分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

決算特別委員長 宮田 竜二